

## 参議院商工委員会議録第七号

昭和四十九年二月十四日(木曜日)  
午前十時十七分開会

第七十二回  
国 会

委員の異動  
十二月二十四日

辞任  
星野 重次君  
補欠選任  
川上 為治君  
寺下 岩藏君  
藤井 恒男君  
小笠 公韶君  
竹内 黎一君  
吉瀬 維哉君  
白井 和徳君  
有松 晃君  
森口 八郎君  
増田 実君  
矢野後比古君  
大永 勇作君  
濱野 滌君  
小松勇五郎君  
林 信太郎君  
橋本 史郎君  
高木 利一君  
山形 栄治君  
飯塚 史郎君  
外山 弘君  
小山 実君

一月二十日  
辞任  
栗林 順司君  
補欠選任  
星野 重次君  
川上 為治君  
寺下 岩藏君  
藤井 恒男君  
小笠 公韶君  
竹内 黎一君  
吉瀬 維哉君  
白井 和徳君  
有松 晃君  
森口 八郎君  
増田 実君  
矢野後比古君  
大永 勇作君  
濱野 滌君  
小松勇五郎君  
林 信太郎君  
橋本 史郎君  
高木 利一君  
山形 栄治君  
飯塚 史郎君  
外山 弘君  
小山 実君

一月三十日  
辞任  
星野 重次君  
補欠選任  
川上 為治君  
寺下 岩藏君  
藤井 恒男君  
小笠 公韶君  
竹内 黎一君  
吉瀬 維哉君  
白井 和徳君  
有松 晃君  
森口 八郎君  
増田 実君  
矢野後比古君  
大永 勇作君  
濱野 滌君  
小松勇五郎君  
林 信太郎君  
橋本 史郎君  
高木 利一君  
山形 栄治君  
飯塚 史郎君  
外山 弘君  
小山 実君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事  
委員  
理 事

委員長

星野 重次君  
川上 為治君  
寺下 岩藏君  
藤井 恒男君  
小笠 公韶君  
竹内 黎一君  
吉瀬 維哉君  
白井 和徳君  
有松 晃君  
森口 八郎君  
増田 実君  
矢野後比古君  
大永 勇作君  
濱野 滌君  
小松勇五郎君  
林 信太郎君  
橋本 史郎君  
高木 利一君  
山形 栄治君  
飯塚 史郎君  
外山 弘君  
小山 実君

國務大臣  
通商産業大臣  
中曾根康弘君

國務大臣  
(經濟企画庁長官) 内田 常雄君  
公正取引委員会 周辺  
事務局長 高橋 俊英君  
經濟企画委員会 吉田 文剛君  
經濟企画政務次官 稲嶺 一郎君  
經濟企画政策次官 川上 為治君  
官房長官 星野 重次君  
官房会計課長 藤井 恒男君  
官房參事官 登君  
通商産業政務次官 稲嶺 一郎君  
官房会計課長 川上 為治君  
官房參事官 登君  
通商産業省  
通商産業審議官 森口 八郎君  
通商産業大臣官 増田 実君  
通商産業大臣官 矢野後比古君  
通商産業大臣官 大永 勇作君  
通商産業省貿易局長 濱野 滌君  
通商産業大臣官 小松勇五郎君  
通商産業省貿易局長 濱野 滌君  
通商産業省立地政策局長 林 信太郎君  
通商産業省基礎政策局長 橋本 史郎君  
通商産業省生活産業局長 飯塚 史郎君  
資源エネルギー局長 高木 利一君  
中小企業庁次長 山形 栄治君  
中小企業庁次長 外山 弘君  
中小企業庁次長 小山 実君

國務大臣  
(經濟企画庁長官) 内田 常雄君  
公正取引委員会 周辺  
事務局長 高橋 俊英君  
經濟企画委員会 吉田 文剛君  
經濟企画政務次官 稲嶺 一郎君  
經濟企画政策次官 川上 為治君  
官房長官 星野 重次君  
官房会計課長 藤井 恒男君  
官房參事官 登君  
通商産業政務次官 稲嶺 一郎君  
官房会計課長 川上 為治君  
官房參事官 登君  
通商産業省  
通商産業審議官 森口 八郎君  
通商産業大臣官 增田 実君  
通商産業大臣官 矢野後比古君  
通商産業大臣官 大永 勇作君  
通商産業省貿易局長 濱野 滌君  
通商産業大臣官 小松勇五郎君  
通商産業省貿易局長 濱野 滌君  
通商産業省立地政策局長 林 信太郎君  
通商産業省基礎政策局長 橋本 史郎君  
通商産業省生活産業局長 飯塚 史郎君  
資源エネルギー局長 高木 利一君  
中小企業庁次長 山形 栄治君  
中小企業庁次長 外山 弘君  
中小企業庁次長 小山 実君

事務局側  
常任委員会専門員 菊地 拓君  
資源エネルギー部精製流 通課長 松村 克之君

理事に一名の欠員が生じております。この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。  
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

説明員

資源エネルギー部精製流 通課長 松村 克之君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠選任の件  
(昭和四十九年度通商産業省の基本施策及び石油対策の基本施策に関する件)

(昭和四十九年度經濟企画庁の基本施策に関する件)  
(昭和四十八年度公正取引委員会の業務概況に関する件)  
(昭和四十九年度通商産業省関係予算に関する件)

件)

○委員長(鈴木亨弘君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨年十二月二十四日、稻嶺一郎君及び星野重次君が委員を辞任され、その補欠として川上為治君及び矢野登君が選任されました。

また、去る一月二十一日、栗林卓司君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

また、同月三十日、寺下岩藏君が委員を辞任され、その補欠として小笠公韶君が選任されました。

○委員長(鈴木亨弘君) 委員の異動に伴い、現在、

○委員長(鈴木亨弘君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

まず、通商産業大臣から、通商産業省の基本施策及び石油対策の基本施策について所信を聽取いたします。中曾根通商産業大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) 第七十二回国会における商工委員会の御審議に先立ち、通商産業行政に関する私の所信の一端を申し述べたいと存じます。

戦後これまでに経験したことのない困難な事態を克服し、新たな国民的連帯と国際的協調のもとに、安定した、かつ希望に満ちた社会をもたらすことが本年の最大の課題であります。

わが国は、戦後廃墟から立ち上がって、他に例を見ないほどの経済成長をなし遂げ、いまや主要な工業国の一員として、国際社会における地位もとみに重要性を加えてまいりました。

しかしながら、その反面、社会資本と民間資本のアンバランス、社会福祉のおくれ、環境の汚染、過疎、過密の問題の深刻化等いわゆる高度成長のひずみの現象が表面化し、対外面でも、国際収支の不均衡、一部開発途上国における対日批判の動き等々の問題が発生し、解決を迫られているのであります。これらに加え、昨年来、物価の騰勢が強まり、昨年秋には、いわゆる石油危機の事態に

直面するに至り、物価上昇、物資需給の緊迫が一段と加速されたのです。

このような事態は、直接に国民生活を脅かすものであるだけに、ますます求められるのは果斷的確かつ迅速な施策の実施であります。しかし、これと同時に、事態の内奥にひそむ本質的な要因を深い洞察力をもつて鋭く分析し、長期的なビジョンのもとに基本的な対策を講ずることを忘れてはなりません。

このような認識のもとに、通商産業政策を、国民福祉の充実と国際協調の促進のため推進してまいる所存であり、以下その概要を申し述べます。当面の通商産業政策の最大の課題は、物価の安定と需給の円滑化であります。物価対策の基本は、経需要調整策であります。このため政府といたしましては、昨年来公共事業の執行の繰り延べ、公定歩合の引き上げ、民間設備投資の新規着工の原則停止をはかるなど、総需要抑制策を累次にわたり強化するとともに、昭和四十九年度予算案及び財政投融資計画においても公共事業関係費の抑制等により極力財政規模を圧縮することとしているのであります。

以上のような施策はいわゆる価格メカニズムを通じた市場経済の健全な発展をたてまえとするわが国経済にとってはあらゆる基本的な対策であります。昨年来の状況に応じてさらに個別物資の需給価格対策を適時、適切に進めてまいりました。すなわち、昨年七月、生活関連物資の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律を施行し、企業の売り借しみまたは買い占めによる値上げの動きに対処するとともに、セメント、小棒、塩ビ管、主要鋼材等々のあせん所の設置、セメント、トイレットペーパー等に関する増産指示、緊急出荷の要請等を問題の発生のつど、迅速に行なってきたところであります。

さらに、昨年秋以来の石油危機の事態に対処し、今国会冒頭に御審議をお願いし、すでにその成立をみた国民生活安定緊急措置法及び石油需給適正化法を昨年末から施行に移したところであります

が、現在、国民生活安定緊急措置法に基づいて、石油、LPG、トイレットペーパー及びちり紙の四品目について標準価格を設定しているところであります。また、同法を背景とする行政指導等により、合成洗剤、更紙等の増産指示、合成洗剤、

石油及び石油化学製品、学用品等の値上げ抑制ないし価格引き下げ要請を行なってきているのであります。さらに、現在、主要な生活関連物資等六品目の在庫について立ち入り調査を実施いたしております。

今後ともこれらの法律の運用あるいはこれらの法律を背景とした行政指導等により物価の安定、物資需給の円滑化のため迅速適切な手を打つてまいる所存であります。

物価の安定のためにには、以上申し述べてきた政府の努力はもとより、広く関係各層の御理解と協力が不可欠であります。特に企業につきましては、買い占め、売り借しみ、便乗値上げ、その他不公平な価格形成に走ることのないよう厳に自粛を求めるとともに、政府としても必要に応じ関係法律の厳格な運用を行なっていく所存であります。

昨年十月アラブ産油国の実施した石油供給削減措置は、わが国に深く激しい衝撃を与えたました。この衝撃による影響から、国民生活を守り、経済的混乱を最小限にとどめることができることが政府に課せられた責務であります。このため政府は、閣議決定に基づき、昨年十一月二十日から、石油、電力につき想定需要の一〇%削減の行政指導を実施したのであります。現在では、これを石油需給適正化法及び電気事業法の規定に基づく法律上の規制に切り換え、原則として一五%の使用節減を実施いたしております。なお、この実施にあたっては、一般家庭用をはじめ、中小企業用、農林漁業用、病院用等について一定の基準により優先的な取り扱いを行なうほか、物価、需給対策の観点から政府が増産指示を行なった場合についても特段の配慮を行なうこととしております。

このような国内対策とともに、中近東諸国に対するわが国の立場を明らかにするために昨年十一

月二十二日に中東紛争解決についての、わが国新的な基本的な立場を表明し、また、三木副総理や私が中東訪問を行なうなど同地域との友好協力関係の増進に寄与するための対外政策を積極的に行ないました。

このような努力の一部は昨年末、O A P E C 諸国会議の決定となつて実を結び、わが国への石油供給削減は緩和へと向かっております。しかし、事態はまだ流動的であり、石油供給量も決して十分ではありません。加えて原油価格の上昇及びこれに伴う国際収支の負担など引き続き困難な事態が続くことを覚悟せざるを得ません。したがつて、エネルギー消費の節減について、今後とも引き締まつた態度で努力することが肝要であります。

また長期的にみても、今後の資源エネルギーをめぐる状況は量の面でも価格の面でもきびしいものがあります。したがつて、海外石油開発により一そうの努力を傾注する一方、より長期的には、石油偏重のエネルギー体制から脱却し、エネルギー供給源の多様化をはかるとともに、その効率的利用を促進する必要があります。

このような考え方から、今国会に石油開発公团法の改正、及び日本、韓国間の大陸だなにおける石油天然ガスの共同開発の促進をはかるための所要の協定案及び法案の御審議をお願いするとともに、サンシャイン計画に着手することとし、四十九年度予算案に太陽エネルギー、水素エネルギー等豊富かつ無公害の新エネルギー技術の開発に要する経費を計上いたしております。

なお、金属資源につきましても、その海外開発を促進するべく今国会において所要の法律改正をお願いすることといたしております。

また、基本的な施策としてこれまでの産業構造を是正して、省資源、省エネルギー型の産業構造をはかることが必要であります。今般の石炭危機は、資源多消費型の産業構造がいかに不安定であるかの重要な教訓であろうと思われます。少ない資源でより大きな付加価値を生み出す、い

わば資源エネルギー効率のよい産業構造へ変革することがぜひとも必要であります。

通商産業省では、従来から七十年代の産業構造の基本的方向として知識集約型産業構造への転換をすすめてきたところであり、具体的には電算機、情報処理、航空機等の諸産業に関し技術開発の促進等をはかけておりります。

また、繊維産業につきましても、新商品または新技術の開発力の強化等その知識集約化の推進をすることがあります。私は、今回の石油危機や環境問題の深刻化の現状に直面し、このような産業構造の転換をより一層加速し、より全面的に実施していくことの必要を痛感しております。このためできるだけ早急に望ましい産業構造のビジョンを策定し、産業構造法の一部を改正する法律案の御審議をお願いすることといたしております。

公害のない社会を建設し、産業を環境面からの要請に適合させてゆくことは、この狭い国土の中であらわに国民が存立してゆくための基本であります。

まず水銀公害については、緊急の問題として政府といたしましてもその解決に全力を尽くしてまいりましたが、昨年中に製造工程のクローズドシステム化がほぼ完了し、現在さらに五十二年度末をも途に水銀を使用しない製法への転換を行なうべく最大の努力を続けております。また、P C B 等の化学品による環境汚染問題に対処するため、第七十五回国会で成立した化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が、よいよ本年四月から施行の運びとなります。また、休廃止鉱山等における鉱害の防止についても、第七十五回国会で成

大気汚染問題についても、政府は、さきに窒素酸化物の環境基準及び排出基準を設定いたしましたが、これを達成するため、新たに脱硝技術の開発研究を強力に推進いたしました。硫黄酸化物については、総量規制の導入等規制の強化をはかつてまいる所存であります。

以上の公害防止の前提として不可欠なのは、公害発生量の正しい測定であります。このため今国会で計量法につき所要の改正をお願いすることいたしております。

廃棄物を減少させることは、公害防止のみならず資源の有効利用ともなり、最も重要な施策の一つであります。このため古紙の利用を促進するほか、他の廃棄物についても所要の調査、研究、啓蒙等の施策を推進いたします。

今日、立地問題はすなわち環境問題であるといわれております。このため、コンビナート立地につき工場立地法に基づき所要の調整を行なうほか、特に電源立地につきましては、環境審査体制を強化するとともに、電源開発促進税を目的税と

して創設し、今国会で引き続き御審議をお願いする発電用施設周辺地域整備法案の成立をまつて電源立地の周辺地帯の整備事業等を推進する所存であります。

昨年後半、石油化学コンビナート等における事故が相次ぎ、付近住民をはじめとする関係者に大きな被害と不安とをもたらましたが、この貴重な教訓を生かし、各コンビナートに対する総点検を実施し、監督指導を強化するとともに技術開発等につとめ、コンビナート等における保安を確立していく所存であります。

中小企業はわが国経済社会の基礎としてその発展をさえてきたものであり、中小企業施策は、通商産業政策の重要な柱として、財政、金融、税制等の面でこれまでにも年々拡充されてまいりました。他方、昨年二月の変動相場への移行、夏以来の物資需給の逼迫、とりわけ基礎資材の不足からくる原材料の入手難、十月後半以降の石油危機等の面でこれまででも年々拡充されてまいりました。

等中小企業を取り巻く環境は昨年一年で目まぐるしくしてまいりました。

このような中で中小企業施策、とりわけ中小企業の大多数を占める小規模企業施策については、さらに格段の強化をはかる必要があり、このため四十九年度予算案においては小企業経営改善資金の大額拡充、経営指導員の大額増員をはじめとする小規模企業対策の強化をはかるとともに、中小企業厅設置法の改正を提案する等、中小企業対策の一そらの強化をはかることとしたとしております。

今後とも総需要抑制策の効果の浸透等によって中小企業の環境がさらに一段とよびしくなることにも懸念されるところであり、政府としても中小企業施策の適確な推進に全力を投入する所存であります。

最後に、目を对外面に転じますと、現在の通商政策の課題として次の諸点が特に重要であると考えております。

第一は、国際取引支動向の慎重な監視であります。

ここ二、三年のわが国通商政策の最大の課題であつた国際収支の黒字問題については、数次にわ

たる円対策、変動相場制への移行、景気の上昇等を背景に輸入の拡大、对外投資の進展が進んだ結果、国際收支は昨年三月から赤字となつておりま

すが、昨年秋以降の石油危機を契機として石油価格の高騰などにより、さらに赤字基調が強まっておりますので、その動向を慎重に監視していく必要があります。

また、流动する貿易為替状況のもとにおいては、替不安による輸出取引の障害を除去し、プラント等中長期輸出の安定をはかるため、政府の輸出保険制度の中に替変動保険を設けるべく、今国会に輸出保険法の一部改正案を提出しているところ

であります。

第二は、資源エネルギー輸入の確保であります。

昨年は世界的な景気拡大等を契機に国際的に物資供給が逼迫した年でありましたが、この傾向を

決定的としたのがアラブ産油国の石油供給削減措

置であります。資源の乏しいわが国にとって、資源輸入の安定的確保は通商政策最大の課題であると考えられます。

もとに国際経済の安定的拡大がはかられる方向でかかる課題の解答を見出すことが必要と考えます。

このため資源保有国と資源消費国が共生共榮

をはかることを目的として、国際的な話し合いを行なっていくことが必要であると考えております。

第三に、わが国企業の海外事業活動の指導と経済協力の拡充であります。

最近、開発途上国においてわが国の海外事業活動につき批判が高まっています。この批判の中には誤解に基づくものも含まれているかと思われますが、習慣や考え方方がわが国と異なる海外諸国で事業活動を行なう者は、謙虚にその批判に耳を傾け、節度を守り、相手国の発展に十分貢献する方向で対処することが必要であります。

な考え方のとて政府としても海外事業活動を行なう企業につき所要の指導を行なつてまいる所存であります。

かかる現実を踏まえ、私は、経済協力につきましても真に相手国のためになる方向でその量的、質的改善をはかっていかなければならぬと痛感しております。政府は、今国会に国際協力事業団法案を提出する予定であります。

委員各位におかれましても、一そらの御理解と

御支援を賜りますようお願い申し上げます。

力とが肝要であります。

このような考え方のとて国民の御理解と御協力を得つつ、私はこれまで申し述べた政策の展開に全力を傾注する所存であります。

開くためには、発生する問題に迅速的確に手を打つ決断力と、歴史を誤らせない大局的総合的判断

を告げようとする底流とを見るのであります。

したがって、この難局を克服して新たな時代を切り

を告げようとする底流とを見るのであります。

以上、当面の通商産業政策の重点とするところ

を申し述べましたが、ゆれ動く内外の情勢を思

います。

このため難局を直視するとき私はその激動の中に、

緊急に解決を迫る奔流と、新たな時代のおとずれ

を告げようとする底流とを見るのであります。

形成に積極的に貢献すべきであると考えております。

以上、当面の通商産業政策の重点とするところ

を申し述べましたが、ゆれ動く内外の情勢を思

います。

このため難局を直視するとき私はその激動の中に、

緊急に解決を迫る奔流と、新たな時代のおとずれ

を告げようとする底流とを見るのであります。

以上、当面の通商産業政策の重点とするところ

を申し述べましたが、ゆれ動く内外の情勢を思

います。

このため難局を直視するとき私はその激動の中に、

&lt;p

エネルギー政策の検討に着手するとともに、そのようなエネルギー全体の検討と関連して、石炭につきましても、保安の確保を前提としてエネルギーの安全保障の見地から国内炭の最大限の活用をはかるとともに、エネルギー供給の多様化の見地からする輸入炭の活用も含め、その位置づけを明確にし、これに要する対策について検討してまいり所存であります。

当面の石炭文部省は、第五回答申に盛り込まれました諸施策を引き続き推進いたしますとともに石炭鉱業審議会から提出された中間報告の趣旨をも尊重しつつ、以下のようないま炭対策を強力に実施してまいる所存でございます。

炭鉱業の資金経理の状況にかんがみ、総額六百八十億円の累積債務の財政による第三次肩がわり、石炭鉱業安定補給金の拡充及びその傾斜配分、石炭鉱業合理化事業団による経営改善資金融資制度の拡充等を行ない、国の助成の大幅拡大をはかるることといたしております。

第二に、保安対策につきましては、監督、指導の一そうの強化をはかるとともに、鉱山保安確保事業費補助金をはじめ石炭鉱業保安対策費を充実することにより、企業の自主的保安確保を促進し、

石炭鉱山の保安の確保に万全を期してまいる所存であります。

第三に、石炭の需要確保対策につきましては、混焼火力発電所の設備利用率の向上等により、石炭の需要の拡大をはかるとともに、石炭火力発電所の建設を促進することとし、四十九年度においては北海道地区において産炭地石炭火力発電所の建設に着手いたします。

また、電源開発株式会社の石炭火力発電所に設置する排煙脱硫装置に対し助成する等公害防止対策の充実による石炭の需要確保をはかることがあります。

ルギー化を目指すこととし、四十九年度からサバンシャイン計画の一環としての石炭のガス化発電の研究等に着手することとしております。

第六に、産炭地振興対策につきましては、産炭地振興臨時交付金制度の充実、工業再配置、産炭地振興公団による産炭地部門の事業規模の拡大をはかることにより施策の強化につとめてまいります。

これら施策の実施につきましては、昭和四十九年度の石炭及び石油対策特別会計石炭勘定の予算案において所要の財政措置を講ずるほか、法制面の整備をはかるため、今国会に石炭鉱業経理規制臨時措置法の期限延長等所要の法律改正案を提出し、御審議をいただくことといたしている次第であります。

本委員会におかれましては、従来から石炭対策について深い御理解と心強い御指導、御鞭撻をい

ただ置いておきますが、何とぞ今後とも一そとの御協力を願ひます。○委員長(鈴木亨弘君) 次に、経済企画庁長官から、経済企画庁の基本施策について説明を聽取いたします。内田經濟企画庁長官。  
○國務大臣(内田常雄君) 第七十二回国会において、参議院商工委員会が再開されるにあたりましてごあいさつを申し上げますとともに、所信を申述べます。  
現在、わが国經濟は、昨年来の物価問題の深刻化に加え、石油問題等に直面し、きわめて重大な局面に立ち至っております。

最近の経済情勢を見ますと、設備投資や消費費の動きに慎重化がうかがわれ、一部商品市況が軟化の一途を示してはおりますものの、石油、電力の消費節減の影響から生産が減少し、需給の逼迫基調に変化は見られず、異常な物価の高騰が続いていることを示す。

十二月は前年同月比で「九・一%」昇るなり。  
まさに異常ともいべき局面に立ち至つております。

かかる結果となっております。

こうした事態に対処して政府は、物価の安定を現下の最優先の課題として、全力をあげてこれに取り組んでおります。すなわち、昨年春以来、継続的な抑制策を中心に基次にわたる総合的な物価対策を実施してきたところであります。これらの措置については今後ともこれを堅持し、その効果の浸透につとめる必要があると考えます。

また、政府は、四十九年度の予算編成にあたり、予算及び財政投融資計画を通じ、公共投資の抑制策を実施する方針を定めました。

を中心にしてその規模を極力抑制いたしました。公社料金につきましても、国有鉄道運賃及び米の政府

売り渡し価格の改定時期を延期するなど、真に力を得ざるものと除き抑制する姿勢を明確にしたところであります。

さらに、昨年十二月には、生活必需物資の供給の確保と価格の安定をはかるため国民生活安定緊急措置法を制定をしていただき、これに基づきまして主務官庁において、数品目につき標準価格制度を実施に移しているところであります。生活必需物資の買占め及び乍倣しみに対する緊急措置に関する法律につきましても、その改正、強化を行なうとともに指定物資を逐次追加し、関係行政機関における価格調査官の大額な増員、相当数の専任

価格調査官の設置などその運用の強化につとめております。今後も引き続き物資の需給及び物価の動向を注視し、これらの法律を機動的に発動してまいる所存であります。

さらに、急激な物価上昇と一部の物不足感という事態に直面して、特に消費者への正確かつ迅速な情報提供の必要性が痛感されたため、物資需給速報の作成配布、地方公共団体との情報連絡体制

の整備等を急ぎ実施いたしました。一方、政府は、以上のようないくつかの施設等に全力をあげて取り組んでいたところであり、四十九年度中の物価動向につきましては、夏ごろころから、ではかなりの落ちつきを取り戻すことが期待されるところであります。

傾け、当面の緊急事態に対処する所存であります。が、それと同時に、昨年来の物価上昇と石油問題に基づく貴重な教訓を生かし、長期的視野からみ策運営を行なうべきであると考えております。

すなわち、主要な資源を海外に依存するわが国は、あらゆる国との友好を保ちつつ開発途上国に対する建設的な協力を一そく推進するとともに、国際通貨体制の再建等、新しい世界経済秩序の確立に対しても積極的な貢献を行なうべきものと存えます。

さらに、国内的には、不測の外部要因による經濟變動に対し、臨機に対応できるよう各種政策

手段の整備をはかるとともに、環境、資源など制約の中で国民福祉の向上に対応する産業構造を築き上げることが急務となつております。また、完全雇用と豊かな社会をある程度達成した日、生産の拡大だけではなく、社会各層間の分の公正についても一そうの配意が必要な段階にていると考えます。

こうした見地から、昨年二月に策定された経社会基本計画につきましても、最近の内外諸情の変化に適応しつつ、その推進をはかるため、画の点検の意味を含めて計画のフォローアップ

業を進めておるところであります。

また、四十四年に決定された新全國総合開発計画につきましても、計画策定後の諸情勢の変化を踏まえ、國土資源の有限性、公害等の広範な環境問題の觀点から、その終点検査業を進めているところであります。

以上、私の所見の一端を申し述べてまいりまし  
たが、政府といたしましては、今後とも適時適切  
な措置を機動的に実施することにより、国民各層  
の理解と協力のもとにわが國経済が直面してい  
る困難に対処する所存であります。

本委員会におかれましても、よろしく御指導を  
お願いする次第であります。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、昭和四十八年度における公正取引委員会の業務の概略について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。

高橋公正取引委員会委員長。

○政府委員(高橋俊英君) 昭和四十八年における公正取引委員会の業務につきまして、その概略

を御説明申し上げます。

あらためて申し上げるまでもなく、昨年のわが国経済は、不況から一転して、はなはだしい物価高を伴う景況に転じ、十月以降には原油の削減、またその価格の大幅引き上げ通告を契機として、さらに次々と商品の大額値上げを招来し、同時に、物不足経済に直面したのであります。

これに対する総需要抑制策は逐次強化されたのですが、便乗値上げを含む各種の商品の騰貴に対しても、個別対策の必要も痛感されるところであります。投機防止法及び石油二法等の有効な運用にまつところ大なるものがあると存じます。

公正取引委員会をいたしましては、こうした異常な経済情勢下におきまして、競争秩序を根幹とするわが国経済の健全な発展の方向を取り戻すことにいささかでも寄与するため、独占禁止政策を厳正に運用して、できる限りの努力を払つてしまひ

りました

まず、独占禁止法違反事件の取り締まりについて申しますと、昭和四十八年中に審査いたしました事件は、二百六件であります。同年中に審査を終了した百三十四件のうち、法に基づき排除措置を勧告したものは六十一件であります。いざれもこれまでに比べ大幅な増加となつております。これらの違反の事件の内容は、ほとんどが価格協定に関する事件であり、また、違反の規模が拡大するとともに、質的にもかなり悪質と思われるものが幾つか認められました。そこで、公正取引委員会は、これら違反事件に対する排除措置として、従来の措置のほか、事業者団体に対して解散を命じ、あるいは、排除措置を受けた後の販売価格の動きを監視する意味で、事業者ごとに、一定期間、販売価格の報告義務を課すといった新たな措置を昨年からとつております。

国際競争力強化のためには合併が必要であるとの主張が行なわれておりましたが、最近のわが国企業の国際的地位から考えましても、そのための合併の必要性は認められませんし、一方、行き過ぎた経済力の集中を未然に防止するため、世

界的に見ましても一般に合併に対する規制は強化される傾向にあり、公正取引委員会といたしましては、昨年、合併に対する審査基準を從来よりきびしいものとし、その旨を発表したところであります。このような事情もありましてか、昭和四十八年中における会社の合併の届け出は千九十九件でございますが、そのほとんどは中小企業の合併であり、特に問題となつたものはありません。

次に、国際契約等につきましては、一昨年末、輸入総代理店契約に関する認定基準を公表しましたが、昨年はこの基準に従い、輸入総代理店契約

に対する監視、規制の強化につとめ、並行輸入防止条項、競争品取り扱い制限条項を含む四百三十一件について、これを是正するよう行政指導を行ないました。

官厅の責任者、学者、経済界代表など多数の参加を得て、国際経済と競争政策に関する国際会議が東京で開催されました。この会議におきましては、独占禁止政策のあり方及びそのための国際協力について広範囲にわたる意見交換が行なわれ、わが国の独占禁止政策の今後の運営にとりましても、多大の示唆を受けるところがありました。

次に、再販制度につきましては、西欧諸国において縮小、廃止の方向が打ち出されている事情などを参考にしながら、基本的な検討を加えてまいりましたが、昨年十月、当面の措置として、これまでの指定商品に関する告示を廃止または改正する告示を行ないました。その内容は、家庭用浴用石けん、家庭用合成洗剤及び練り歯みがきについては指定を取り消し、化粧品及び医薬品については指定商品の範囲を縮小するもので、本年九月から実施することになります。

景品表示法の運用について申し上げますと、昭和四十八年中に同法違反被疑事件として取り上げた総数は千八百六十三件であります。このうち排除命令を行ないましたものは三十五件、警告等により是正させましたものは七百二十四件であります。

不当表示等を事業者自身の手により防止する有効な策として、公正競争規約ができるだけ多くの業界に設定されるよう関係事業者の指導に努力しているところであります。目下、約二十の業界において公正競争規約の設定を準備中であります。が、昨年新たに認定した規約はわずか二件にとどまり、四十八年末現在の規約総数は四十二件であります。一方、昨年は景品表示法施行後初めて、商品等の内容について一般消費者に誤認されるお定を行ない、その規制対象を明確にいたしました。それのある表示を規制するため、同法第四条第三号の規定に基づき、無果汁の清涼飲料水等に関する表示及び商品の原産国に関する不当な表示の指定期品表示法の権限の一部を行使し得ることとなり、漸次、都道府県における措置件数も増加して

きておりますが、今後とも都道府県の一そらの御協力が得られますようつとめてまいる所存であります。

次に、下請事業者の保護に関する施策といましては、昭和四十八八年中には、下請代金の支払状況を中心にして約九千三百件の親事業者に対しまして調査を行ない、勧告二十九件を含め、七百四十六件について、支払い改善等の措置を講じさせました。

最後に、現行の独占禁止法は、昭和二十八年の大改正以来二十年を経過しており、その後の経済、社会の激しい変化に対応して必ずしも十分対処できないのではないかと考えられる面もありまして、改正すべき点がないかどうかを専門的見地から御検討いたくため、昨年末、独占禁止法に造詣の深い法律、経済学者及び言論界等の有識者が構成されます独占禁止法研究会を公正取引委員会の私的諮問機関として発足いたしました。

当面のおもな検討事項としましては、高度の寡占に対する方策として、価格面におきましては経理内容の公開、市場構造においては企業分割の制度を設けることの是非、カルテルに対する排除措置として、価格協定に対する価格引き下げ命令、すでに終了した違反行為に対する排除措置の必要性、不公正な取引方法に対する排除措置の強化、その他となつております。

このような専門的見地からの着実な検討を積み重ねました上で、改正すべき点があるという御指摘があり、かつ、十分な国民的な合意が得られましたならば、公正取引委員会といたしましては、独占禁止法の改正の問題に対して積極的に取り組んでまいる所存でございます。

なお、今年に入り、去る一月二十一日に調査報告を公表したのであります。公正取引委員会におきましては、昨年六月以降、総合商社の事業活動について実態調査を実施してまいりました。今回の調査はいわば巨大な総合商社の実態把握のための第一歩にすぎず、今後も調査を継続する必要があります。当面、総合商社があるものとの考えております。当面、総合商社が

その優越した地位を乱用することのないよう監視するとともに、総合商社を中心とした企業集団強化の一つの手段となつている商社による他企業の株式所有について、何らかの制限を加える必要があると考えられ、この問題も、ただいま御説明いたしましたの独立禁止法研究会において御検討いただく所存であります。

以上、簡単でございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、通商産業省の予算について説明を聽取いたします。通商産業省増田官房長。

○政府委員(増田寅君) 昭和四十九年度の通商産業省関係予算案及び財政投融資計画につきまして、お配りいたしました資料の内容に沿い、ポイントを御説明申し上げます。

○政府委員(増田寅君) 昭和四十九年度の通商産業省一般会計予定経費要求額は、二千五百五十二億一千四百万円であります。前年度当初予算二千百二億一千二百万円に対し、四百五十億二百万円、二一・四%増しとなつております。

次に、重点事項別に予算の内容を御説明申し上げます。

第一、物価の安定と消費生活の充実。

対前年度比四〇・九%増しの十八億六千八百万円を計上しております。また、主要基礎資材等の需給計画の策定を内容とする主要基礎資材等需給安定対策費、流通合理化促進費、消費生活改善対策費等の充実をはかるとともに、本年六月で期限が切れる繊維工業構造改善対策のあとを受けた繊維産業の知識集約化、零細企業対策等を内容とする新しい構造改善対策を行なうこととし、このための経費として六億六千三百九百万円を計上するとともに、中小企業振興事業団への出資の中でも九十一億一千三百万円をこれ

に充てることとしております。

また、わが国の伝統的工芸品産業の振興をはかるため、伝統的工芸品産業の後継者育成、技術保存等のための経費一億一千八百万円を計上しております。

第二、無公害社会の建設と環境保全の推進。

これは、対前年度比五四・九%増しの三十三億九千八百万円を計上しております。

まず、公害防止技術の研究を充実することとし、重要技術研究開発費補助のうちに新たに窒素酸化物対策技術ワークを設けるための経費六億円を計上しております。

また、産業公害総合事前調査、資源再生利用技術システム開発等の拡充をはかるとともに、発電所立地に伴う環境審査等を新たに行なうこととしておりまます。

さらに、故紙の有効利用を推進するため、紙類再生利用促進センターに債務保証基金を設けることなどを内容とする経費一億七千百万円を計上しております。

また、休廃止鉱山等鉱害対策につきましては、新たに坑廃水処理を補助事業の対象に加えることなどにより十二億九千六百万円と大幅に拡充する計上しております。

かることとし、このための経費として百十二億二千三百万円を計上しております。

さらに、中小企業振興事業団の事業運営につきましては、四百十四億四百万円を計上するとともに、商工組合中央金庫出資につきましては、中小企業者の事業資金の融通の円滑化に資するため、五十億円の出資金を計上しております。

第四、資源エネルギーの安定供給の確保。

資源エネルギーの安定供給の確保につきましては、二百二十四億七千六百万円を計上しております。

まず、省資源、省エネルギーに関する広報費、石油需給適正化法の施行のための経費を計上しております。

また、鉱物資源につきましては、金属鉱床精密地質構造調査の補助率引き上げをはじめとして、国内外における探鉱開発を促進することとし、また、電力につきましては新たに地熱発電開発のための精密調査費を二億八千二百万円計上しております。

また、ウラン濃縮国際共同事業及び再処理関係事業の調査費一億百万円を計上し、また、水資源のための精密調査費を二億八千二百万円計上しております。

また、工業用水道事業費補助は、対前年度減となっておりまます。

また、水資源につきましては、工業用水道事業費補助は、対前年度減となっておりまます。

まず、これからわが国経済をリードしてゆく電子計算機産業、航空機産業等の振興をはかることとし、電子計算機産業等振興対策費として百九十六億五千五百円、次期民間輸送機の本格的な開発事業費として二十一億二百万円を計上しております。このほか日本周辺大陸などの海底調査等を内容とする海底地質調査費四億五千二百円を計上しております。

次に、西暦二〇〇〇年を目途に太陽エネルギー等の無公害エネルギーを開発するサンシャイン計画を発足することとし、四十九年度は二十二億七千万円を計上しております。

さらに、沖縄国際海洋博覧会につきましては、地熱、合成天然ガス、水素エネルギー等の無公害等を内容とする海底地質調査費四億五千二百円を計上しております。

第五、国民福祉のための産業活動の調整。

国民福祉のための産業活動の調整につきましては、百八億一千三百万円を計上しております。まことに原子力につきましては、ウラン濃縮国際共同事業及び再処理関係事業の調査費一億百万円を計上し、また、水資源につきましては、工業用水道事業費補助は、対前年度減となっておりまます。

また、水資源につきましては、工業用水道事業費補助は、対前年度減となっておりまます。

第八、特別会計。

以上の一般会計のほか特別会計といたしまして、アルコール専売事業特別会計は、歳入百四十

三億三千三百万円、歳出百四十一億四千七百万円、  
輸出保険特別会計は歳入歳出とも六百十九億一千  
三百万円、機械類信用保険特別会計は歳入歳出と  
も二十二億六千二百万円を計上しております。な  
お、輸出保険特別会計につきましては、為替変動  
保険を創設することとしております。

また、石炭及び石油対策特別会計につきましては、歳入歳出とも他省所管分を含めまして、一千四百七十五億八千百万円を計上しております。さらに発電所立地を促進するため、電源開発促

進税（仮称）を財源とする電源開発促進対策特別会計を創設することとし、発電用施設等の所在する市町村及び周辺市町村に公共、福祉施設を設置するための費用の交付等を行なうこととし、歳入歳出とも百一億円を計上しております。

引き続きまして、昭和四十九年度の通商産業省関係の財政投融資計画につきまして御説明申し上げます。

経総は二兆四千三百二十八億でありまして、前年度当初計画二兆一千四百四十一億円に比べて三・五%の伸びとなっております。この伸び率は、財政投融資計画全体の伸び率一四・四%を下回っておりますが、新規項目を中心には資金の重点的配分をはかることにより、通商産業政策の新しい目標に沿った施策を実施し得るものと考えております。

以下、一般会計と同様、七つの柱に沿い、お配りいたしました資料では分類してますが、御説明は省略させていただきます。

以上でござります。

○委員長(鈴木章弘君) ちょっとと速記をとめてください。

〔速記中止〕

以上で大臣の所信等の聽取は終わりました。  
それでは、これより質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

的な問題についてお尋ねしますが、生活安定法に基づく標準価格の設定をしていろいろと努力をしているという所信表明であります。標準価格の設定のやり方といいますか、これは一体どういうふうにきめるのか、ひとつ具体的に御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(有松晃君) 標準価格の設定でございますが、これはまず標準価格を設定する必要のある物資を指定いたしました。これは政令で指定をするわけでございますが、これは生活関連物資あるいは国民経済上重要な物資の価格が著しく上昇し、または上昇するおそれがある、こういう場合に政令で指定をいたしました。そこで、政令で指定された物資について、次にこれは物資ごとの主務大臣が標準価格を定めるわけでござります。その標準価格の定め方につきましては、國民生活安定緊急措置法の第四条にござりますが、これは標準品目といふものがござりますが、ある物資につきまして大体取引の量その他から目まして標準となるような品目につきまして、小売業あるいはその他の段階について定めるわけでござります。その標準価格の定め方といたしましては、標準的な生産費等のコスト、それに利潤を加えて得た額、それに需給事情あるいは生活に対する影響等を勘案して定めた次第でございます。

○竹田現照君 その主務大臣、たとえば通商産業大臣が設定をする場合でも、經濟企画庁は合議であずかるのですか。

○政府委員(有松晃君) 標準価格の決定につきましては、主務大臣は經濟企画庁長官に協議をすますことになります。

○竹田現照君 それでは具体的にお尋ねしますが、この一月の十四日にきめられました灯油とPGの標準価格の設定、この場合も通産、経企は緊密な連絡の上、いろんなデータをもとにしてきめたものと理解してよろしいですか。

○政府委員(有松晃君) さようでございます。

○竹田現照君 予算委員会に資料として出された標準価格の算定基礎という印刷物がありますが、

これを拝見したのでは、たとえばLPGが千三百円、灯油が三百八十円ときめたその根柢というのだが、一体どこにあるのか、もうさっぱりわからなくなんですね。ですから、これが予算委員会の資料というのは、まことにちやちなのですけれども、ちょっとわかるように説明していただけませんか。

私はきょうの質問に備えて、通産省に再三にわたくって、これを決定をした場合の具体的な資料といらものの中出を持てましたんだけれども、十日近くになりますけれども、いまだに持つてこないわけです。ですからどうもわからんのです。それから指導通達なるものも、なかなか出せない、出せないと、いって持つてこないんですね。ようやく先週の土曜日に私のところに持つてきましたよ、これも内々ということで。指導通達なんというものが何で内々なのか、私にはさっぱりわからないんですね。ですから、わかるようにひとつ説明してくれませんか。この予算委員会の資料ありますね、通産省かどっちから出たのかな、これは。一括で出ている通産の予算委員会資料の36というナンバーを打った資料です。ちょっと説明してください。

○政府委員(山形栄治君) LPGで御説明申し上げますと、LPGは御存じだと思いますけれども、輸入品が半分の商品でございまして、昨年の十月ごろいわゆる輸入品の大幅な製品の引き上げについて、輸入業者といいますか、供給先のはうから通達がございまして、これは三・三倍ぐらいの値上がりの通告があつたわけでござります。ちなみに、当時、トン当たり約二十五ドル見当であつたものが七十五ドル以上、八十ドルぐらいの通告がございまして、これは一月一日から実施するということで、すでに実施はされておるわけでござりますが、当時、こういう動きがございまして、十一月の末ごろからLPGの価格の高騰と品がそれが起つたわけでござります。

で、われわれいたしましては、これは非常に大問題であるということで、十二月の十三日に指

導価格をつくりまして、いま先生の御指摘のとおり、標準価格にこれをいたしましたのは一月の十四日でございますけれども、いわゆる指導上限価格というものをつくれたわけでございます。そのとき、その異常なる値上げのあたりの大体の実勢相場、元売り出し値等を参考いたしまして、小売りの仕入れ価格をいろいろと算定いたしましたが、この場合に、大体地域的にばらつきがございますが、五百五十円から五百九十九円、これは十キロ単位でございますけれども、小売りの仕入れ価格を五百五十円から五百九十九円くらい程度を想定いたしまして、小売り店の形態がこれまた大きいのから小さいのございますけれども、標準的に従業員を男と女各一名、それに店主といふことで三名の店で月間の販売量が十トン、販売戸数というのが四百戸数、四百世帯というようなことをモデルにいたしまして、販売経費をはじめ出してしまって、これが大体十キロ六百八十円ぐらいいに当たったわけでございます。それに先ほど申し上げました仕入れ価格五百五十円程度を足しまして、それに中小企業全般の標準的なマージン、これは小売り価格の六%ということをございますので、その六%のマージン七十八円を足しまして、十キロ当たり千三百八円という検証的な一つの分析を行なつたわけでございます。

で、その継続性の尊重という意味も含めまして、標準価格への移行につきましては、その千三百円をそのまま据え置いて、その後の行政を行なつておるというのが現状でございます。

○竹田現照君　昨年の十二月一日の読売新聞の座談会で、中曾根通産大臣は、標準価格の設定について「物価全体の動き、コスト、賃金などを考慮した上で、業界と話し合って適正水準を決める。」業界がその価格をきらつても通産省が指導してのんでもらう、そういうふうに言われているんです。この大臣のお答えをすなおに私は読む限り、業界のきめる価格とは違ったものを通産省独自で算定をして、その上で業界と話し合われて適正水準をきめるものだというふうに理解をするんですけどれども、しかし、実際は通産省独自で試算をしたものがどうのはないんじゃないですか。あれば出していただきたいんですけどけれども、ないんじやないですか。

○政府委員(山形栄治君) 業界のほうは、さうくはらんに申し上げますと、その当時千六百円ぐらいしいは少なくとも千五百円というのを非常に強く主張いたしたわけでございますが、われわれのほうはその資料を出していただきまして、人件費、輸送費、それからこのＬＰにつきましては法律上耐圧検査を行なうことになつておりますので、そういう意味での耐圧検査の固定費、それからそれに関連する保安費、それから償却等相当こまかくわれわれのほうでいわゆる査定といいまして、チェックをいたしまして、いま申し上げましたその標準店舗における経費、諸経費ははじき出しております。これは定性的な要素もございますけれども、先生のほうにお出しできると私は思ひます。

いんですよ。ですから、それじゃそこでちょっと  
言ってみてください。この灯油やこのLPをきめ  
たのは、いろいろと新聞等で伝えるところによる  
と、十一月一日の平均価格から30%アップを認  
めたと、こういうわけです。十一月一日のこの平  
均価格ということになると、大体十月中ですね、  
十一月一日のもの調べているわけじゃないで  
しょうから。そうすると、この総理府の統計なり  
あるいは経企庁の国民生活センター、あるいは各  
都道府県の消費モニター、通産省独自でやっている  
モニター、こういろいろな人々による統計  
というものがあるはずなんですが、私がこ  
こで持っている総理府の統計なり、国民生活セン  
ターの統計等から見ますと、大体十月の実勢価格  
というのは千円を上下しているところにあるわけ  
ですね。そうすると、これを基準にして千三百円  
なり千五百円というものを、いわゆる凍結価格と  
した根拠というのはやっぱりあると思うんです  
よ。これをひとつはっきり説明してください。  
○政府委員(山形栄治君) 先ほども申し上げまし  
たように、当時の実勢の動きというのは、この統  
計類に出ておるものよりも非常に高かったわけで  
ござります。これは当時、私のところに地婦連の  
代表が参りまして、千七百円、千八百円といふこ  
とでございまして、これを何とか避けてくれとい  
うことを、われわれのほうにも陳情があつたよう  
な状況でござります。千三百円、これはなかなか  
当時の勢いがあつたやつを、業界側としては千五、  
六百円を要求しているのをとめたわけでございま  
すので、非常に厳密の原価計算等はございません。  
これはチエック的な要素も含めて、先ほど来申し  
上げましたような作業をいたしたわけでござい  
す。

れは小型トラックと軽四輪を一台ずつ持つておる  
という前提でござります。それから保安費、これ  
は法定上検査をしなきゃいけませんし、その辺の、  
耐圧検査の費用及び損害賠償責任保険に入らざる  
を得ないわけでござりますけれども、これは保険  
会社等ともチェックいたしまして、これが約二万  
五千円。それから通信、水道、光熱、事務用費、  
それから支払い利息、これは設備で、どうしても  
大きな設備を持たなきゃいかぬのですから、そ  
れの支払い利息等で六万七千円ぐらい。それから  
税金関係、これは固定資産税と自動車税でござい  
ますが、一万三千五百円ぐらい。それから容器、  
ガスマーサー等の償却関係が、償却で五万六千円  
ぐらい等々、全部足しますと、いわゆる経費とし  
まして六十八万円ぐらいが月間の十トン販売とし  
ての経費でございます。これを十キログラムに換  
算いたしますと、六百八十円ぐらい、これは先ほ  
ど申し上げましたものでございます。これに仕入  
れ原価が五百五、六十円、通達によりますと五百  
五十円から五百九十円ということでござります  
が、その辺の経費及び仕入れ原価の足し算、これ  
に適正マークインといいますか、6%の小売りマー  
ジンを足したもののが千三百円という検証の数字で  
ございます。

そうすると、たとえば北海道には通産省のモニターというのは二十六人しかおらないんじゃないですか。ですからいま長官がおっしゃった、いろいろともっともらしい算数をしていますけれども、実際は当時の実勢価格をそのまま——多少のでこぼこはあるにしても、やっぱりそれを認めたにすぎないんじゃないですか。それが実態ですよ。ですから、十月、十一月が比較的こう安定しておつたのが、十二月になつて全国的にぼつくりと上がつていったわけですよ。そうしてその上がつた値段を大体通産省は認めて、いわゆる凍結価格にし、いわゆる安定法に基づく標準価格にきめたというのが正直のことろじゃないですか。

先ほど経企庁は、相談を受けたとこう言われていますが、これはほんとうですか。私は経企庁等もちろんと調べているんです。あなたのほうは結果的にこの凍結価格というものがあつたから——先ほど長官は、それは継続性とかなんとか言っていたけれども、これをそのままやられたにすぎないんで、経企庁は実際問題として、この問題について価格をどうするかということについて、何にも実際は相談を受けてないんじゃないですか。たまたまこれは告示を出したときは経企庁の長官が中曾根大臣外遊中だったから臨時大臣、臨時代理だつたから、たまたま両想兼ねておつたようなものですけれどもね、実際はそういうんじゃないですか。私はだから、この法律に基づく標準価格の設定というものは、まあその当時は、凍結価格をきめたときは、石油二法を審議をしておつた情勢を思い起せばわかりますが、いろいろと、非常に物情騒然とまで言つてはあれですけれども、そういう情勢のときでしたから、ある程度お互いがわからなかつたでしょう。

しかし、その後、一月になつて告示を出し、それでいまの現状は、このL.P.の問題にしたつて、全国のL.P.ガス協会の責任者は、先月の下旬の新聞でも言つてはいるよだに、これはどちらもつくられあつたのだなというようなことで、実際は供給面だつて変更がないわけですよ。それから価格

だつて、実際は何も暴騰をさせなければならぬかと、いう理由はない。かかるて業界によつてつくられた値段であつたことは、いま、はつきりしておるわけですよ。ですから私がいま千三百円、千五百円というやうなものをいろいろ言うと、通産省の事務当局だつて、いまごろそんなこと言うのは時期おくれだというやうなことを、いま実勢価格へ下がりつありますなんということを言つてゐるんだよ。はなはだもつてけしからぬ話なんだけれども、そういうやうな実勢だから私はこの標準価格といふものは、そういう情勢に応じて適切に対処していくべきだと思うのですよ。

ておるわけでござります。これがまたまずいことに、ほとんど全部が中東地域、サウジ、クウェー

おるわけでございます。これがまたますいことに、ほんと全部が中東地域、サウジ、クウェートからの輸入でございます。

御存じだと思いますけれども、例のOAPECの原油の値上がりの通告がありましたけれども、製品価格につきましては、それ以前にこれは非常に売り手として強いという感じもございまして、通告が、原油価格の値上がりよりも大幅に通告があつたわけでございます。その後、先ほど申し上げましたように実現されておるわけでございますが、半分以上が輸入に頼つておる品物の大幅上昇でいうのが十月の半ばころに通告がございました、実施したのは一月一日でございますが、その辺を受けて先ほど出来ておりますLPの暴騰というのが行なわれたわけでございます。私のほうは、そういう所を言つておるわけでもございません。しかし反面、そう正確に当時の行動が原価計算に基づいたということを申し上げるわけではございませんけれども、当時、何はともあれ、千七百円、八百円というものが現出しておりましたことを確かでございまして、この辺を踏まえて、先ほど来申し上げた千三百円というものを上限価格としてこれを打ち出したわけでございます。

北海道のことが出来ましたのでちょっと申し上げますと、北海道地域というのは、私のほうは北海道価格なんというものは全然考えておるわけではございませんで、従来の実勢相場からいいまして、北海道が大体三百円から四百円高い実勢を示しておるわけでございます。それは、一つの大きな理由といいますのは、北海道に一次基地というのが非常に数が少なく、LPというはある程度温度湿度を下げて、常温で運ぶのではございませんので、特殊なタンクも必要なわけでございますけれども、北海道に一次タンクの数量が非常に少ない。北海道で産出しておりますLPの自給率というのが、大体三割でございます。あと七割分というのは本土から——本土といいますか、主として京浜地区から持つていかざるを得ない。その辺の輸送問題が、輸送費の関係が一つの大きな理由になつ

ておりまして、従来から北海道が高いわけでござ  
います。

それからもう一つの理由は、北海道というのではなく非常に広い地域でございますのと、それから石炭と灯油の使用率が高いものでございますので、戸当たりのLPの使用率を全国平均との比較で言いますと、大体七割ぐらいであるわけでござります。そういう意味でコストアップの要因がそこにあるわけでございます。ちなみに十月の総理府の小売り統計、まだ異常高値というのが出ていないないです。時代の去年の十月の総理府の小売り統計で見ますと、これは北海道では札幌と函館と釧路という二地区が選ばれております。全国で全部で六十六の都市が選ばれてるわけでございますが、その北海道の三都市の平均が十キログラム当たり一千二百四十三円三十三銭ということに相なるわけでございますが、北海道を除いた全国六十三都市の平均が、十月で九百四十八円六十銭ということであつたわけでございます。この差額が三百円でござります。

これはいい悪い別でございますが、当時私の方にLPの業界の方は、北海道で三百円を差をつけってくれというのを非常に強く申し入れしてきましたことは事実でございまして、私は、それは絶対いかぬということで、この一月十四日の段階で妥当と認める価格というときには二百円アップで、一応通達を札幌市長と北海道厅に行なつたわけでございますが、これは固定したものでございませんで、通達の中をお読みくださつてもおわかりのように暫定的なものである。今後、生産者、流通業者、販売業者みんなで協力してこれを引き下げるということを指導するということを条件で、暫定的な妥当と認める価格ということにいたしたわけでござります。

いろいろなことを申し上げましたけれども、当時の事情及び当時の実勢相場等の動きから北海道に実質的に差がついたわけでございますけれども、これはいま鏡益通産局長が中心に、これの実質的な引き下げにつきいま努力をいたしておりま

して、近く何らかの改善策がとられると私は確信いたしております。

して、近く何らかの改善策がとられるとき私は確信いたしております。

○竹田現照君 それで値段の問題は、千三百円がいいとか五百円がいいとかいうことはまた別問題として、いずれにしても標準価格の設定というものが、実際はいま行なわれている告示といふものは、長官がおっしゃっているように、かくかく定されたものでないことだけは確かなんです、実際は。それから通産、経企の間の話し合いがないことも確かなんです。あつたなんと言っているけれども、あつたなら具体的に何月何日と言つてくださいよ。私が聞いている限り、きのうだって、経済企画庁、なかつたと言つていいんじゃないですか。だめだ、そんなうそを言つたって。

○政府委員(有松晃君) 先ほど私申し上げましたように、この標準価格の告示は一月十四日にこれは出たわけでございますが、その告示を出すにあたつて、資源エネルギー庁のほうから説明を受けまして協議を受けております。

○竹田現照君 それはここの場だから、受けてないだなんと言つたら困るからそう言つていただけで、実際は受けてないのですよ。きのうだって、私はきのうも五時ごろ確かめたのだ。だから、そのことをやつていたら——私はきょうの昼までで終わるという約束になつてゐるから、それ以上言いません。

そこで、いわゆる北海道価格と称せられる問題についての値段の設定についてお尋ねしますが、いま長官は都合のいいことを説明しているわけだ。札幌、函館、釧路の確かに総理府の統計はつてあります。私は四十六年以来のやつを持つて十三だけは、道を除く全部の都府県を足して平均して八百円とか九百円とかと言つていましたね。それから青森以下鹿児島に至る六十六のうちの二十三だけは、道を除く全部の都府県を足して平均して八百円とか九百円とかと言つていましたね。したがつて、北海道との間に三百円ぐらいの差があるのだといふ、そういう説明ですよ。これには

○政府委員(山形栄治君) 先ほど申し上げましたように、LPGといいますのは石油製品の中で特殊なものでございまして、LPG以外の石油製品というものは、極端に言いますと全部国内で生産をいたしまして、一部が重油とナフサの輸入がございますが、ほとんど大部分を国内生産でまかなつておるわけでございます。ところが、LPGいうものだけが国内生産では間に合いませんで、これは得率が非常に低いせいもございませんけれども、現時点におきましても五三%ぐらいが輸入分でござります。これは製品輸入をいたし

おるわけでござります。それは、一つの大きな理由といいますのは、北海道に一次基地というのがある非常に数が少なく、LPというのはある程度温度を下げて、常温で運ぶのではございませんので、特殊なタンクも必要なわけござりますけれども、北海道に一次タンクの数量が非常に少ない。北海道で産出しておりますLPの自給率というのが、大体三分割でござります。あと七割分といふのは本土から——本土といいますか、主として京浜地区から持つていかざるを得ない。その辺の輸送費問題が、輸送費の関係が一つの大きな理由になつたわけでござります。

んで、通達の中をお読みくださってもおわかりの  
ように暫定的なものである。今後、生産者、流通業者、販売業者みんなで協力してこれを引き上げ  
るということを指導するということを条件で、暫定的な妥当と認める価格ということにいたしたわけ  
でござります。

いろいろなことを申し上げましたけれども、当  
時の事情及び当時の実勢相場等の動きから北海道者  
も、これはいま鏡意通産局長を中心、これの実  
質的な引き下げにつきいま努力をいたしておりま  
す。

についての値段の設定についてお尋ねしますが、いま長官は都合のいいことを説明しているわけだ。札幌、函館、釧路の確かに総理府の統計はあります。私は四十六年以来のやつを持っていますが、北海道だけは札幌と函館と釧路の三都市のやつを平均をして千二百幾らだと、平均が、それから青森以下鹿児島に至る六十六のうちの二十三だけは、道を除く全部の都府県を足して平均して八百円とか九百円とかと言つていましたね。したがつて、北海道との間に三百円ぐらいの差があるのだという、そういう説明ですよ。これほん

ちよっとで過ぎた、いいかげんな答弁じゃないですか。四十六年以来の総理府の統計を見ましても、それは三百円も四百円もの差なんかありませんよ、これは。それは鉄路のような特殊なところがありまして、これは四十一年に開設でも取り上げて、そこで大臣にお尋ねしますが、北海道は戦後、週刊誌に至るまでちょっと高かったんですね、輸送費が高いとかなんとかということで、それから石油も、昭和四十一年までは標準価格というものはやはりあったようですね。それで北海道は七百円ないし千円の加算額が認められていたんです。しかし、これは北海道は党派をこえて全道的な問題として、なぜ北海道だけが高い価格でがまんしなければならぬのかということですたいへんな運動がありました、これは四十一年に開設でも取り上げて、二十六人しかいないモニターの実勢価格をあなたは基準にやつたんだ。私はここに、北海道の道が委嘱しているモニター五百名の実勢価格の調査によりますと、これは昨年の六月から十一月までは大体千百円台で安定しておったんです。十二月になつて一千五百十三円という数字、これは五百名ですよ、あなたのほうは二十六名だから。道の五百名のモニターの調査による価格状況で十二月だけが急騰しているんです。最近、札幌市の生活安定対策本部長の談話が出ておりますが、LPGガスは昨年十二月十七日に指導価格が出されたのを境に、十キロボンベ千百円が千五百円に高値安定しましたと言つて、つい最近、そしてこの千五百円を通産省がきめたのは、北海道の業界のはじめ出した数字とびたりじゃないですか。これを認めたということは、これは事実問題なんですよ。ですから私は、この決定のしかたそのものについて何と御説明があつても納得がいきません。

げられ、十一月に政府がやられた一日内閣で、当時の佐藤総理もその解消に努力するという公約があつた。そういうふうなこともあってこれは漸次解消され、いま自動車かセメントぐらいがちよつとある程度なんですね。漸次その解消の方向になつてゐるところにもつてきて、このL.P.が、政府のきめたのことによつていわゆる公認をされたような価格をきめられるということは、これはたいへん問題なんですよ。一波万波波及するところ是非常に影響が大きい。

だから、これをきめるときの段階で、すでに北海道知事からは通産省にそういうことをきめられたら困るという強い申し入れがあつたようです。最近は北海道議会でもこれは超党派でいろいろこの問題を取り組んで、久保通産局長が連合審査会に呼ばれても、この通達をなかなか撤回をすると言わないんですね、指導価格の。たいへんこれは大きな問題になりまして、いろいろと運動が行なわれておりますが、なぜこの北海道だけが、私が聞くところによると離島、山間僻地その他は別ワクとしてきめるのだ、こういっているんですよ。そうすると佐渡島から八丈島まで一ぱりありますけれども、北海道で離島といつたら利尻、礼文のことをいふんですよ。なぜ北海道といふ大きな島だけが日本列島の中で離島、山間僻地の中に位置づけられて別格の価格をきめなければならぬのか、私はどうしても理解ができません。

それと、総理府なり、先ほどから言つていてるよう、経企庁の国民生活センターの資料を見ましても、差をつけなければならぬという理由はないんです。経企庁のあれにおきましても、北海道の十二月二十二日の物価の動きを例にとりまして北海道だけがこの価格を押しつけられ、しかも五百円、愛媛県の千六百円、沖縄の千五百円、類似のものは全部ありますよ。にもかかわらず、なは栃木県の二千円、山梨県の千五百円、それから鳥取千四百円、島根、岡山千五百円、山口も千五百円、青森千六百円。いいですか、まだ高いのは

先ほど言ったように、札幌市の生活安定対策本部長が言つてゐるよう、これをきめられたばかりに高値安定をしたという、こういう実情についてすみやかに解消してもらわなくちゃいかぬ。ですから、私はこの通産省が出した指導通達なるものにのだし書きといふものは、なお書きですか、これは撤回をひとつ約束をしてもらいたい、いかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 品物によりまして北海道のほうが少し高いといふものがあるのはまさに遺憾であります。そういう事態はできるだけ早期に解消していくよう私たちも努力してみたいと思います。

それで、灯油の場合はわりあいに春から増産させまして大体見当がついておりまして、これは全国一律でやつたわけであります。ところが、LPGの場合には不足が非常に目立つて出てまいりまして、あの十一月、十二月の時点におきましては、一月の需給関係自体も非常に不安な情勢であります。実際問題として、灯油とLPGの場合は手持ちの量が非常に違つておつたわけであります。それでLPGの場合は、外國からスポットものをかなり入れないと需給の安定ができないという情勢もありまして、当時の実勢価格をいろいろ調べてみると、やはり北海道は内地よりも高目になつておるわけであります。

それで、やはりあの当時一番大事なことは、円滑に品物が回るといふことが大事である、そういうような配慮のもとに実勢価格を基準とした場合に、北海道と内地に差があるといふことはねかつておりますから、これはやはり北海道と内地を同じ格づけにした場合には、ひょっとするところは知つてはおりましたけれども、品物を出さることとが出てこやしないかと、そういう心配が非常にいたしました。そこで、矛盾であるといふことは、北海道のほうに品物がかされて、住民の皆さんに困ることが出でてこやしないかと、そういう心配がすから、実勢価格をやや平行移動した形であるときのLPGの標準価格はきめたのが実際の真相で

現在の時点になつてみますと、その後、LPG の需給関係はわりあいに輸入もふえまして、そして回復してきております。したがいまして、であります。  
○竹田現照君 それはできるだけ将来というのを、これはひとつ大臣、ここで言えないですか、もう今月なら今月やめるということを。私も一月ずっと札幌あたりを調べてみましたけれども、もう品物がどうだとこうだとかなんというときじゃないんです。むしろ一生懸命買ってくれ買ってくれというところだつてあるんですね。ですから、北海道だけが実勢価格が高かつたなんといいうじゃなく、先ほどから私が言つてゐるような実情からいきましても、これはあなた、まだまだ不便なところがあるでしょう、実際は。ですから、これはできるだけ早いことなんと言つても、いつになるかわかりませんから、はつきりお答えをしていただきたいのです。  
○国務大臣(中曾根康弘君) いま何月何日というふうに時期を限ることはむずかしいと思いますが、ともかく需給関係、それから今後上がるといふ見通しがないという、こういうことを見きわめないと、われわれも責任を持てないことになりますから、その辺をよく見きわめまして、できるだけ早期にやりたいと思います。  
○竹田現照君 私はね、そういう答弁だけで済む……実際、全国的に見ても全然条件が違つてないのですね。違つてないのですよ、大臣。上がるとなれば、また全国各地一齊に上がり出していくのですよ。需給適正法を審議したこの部屋で私どもが質疑をしたときにも、埼玉県だって千八百円だと二千円だとかと言つて、いた時期なんですよ。それから、現に私が灯油の問題についてここでただしたときも、東京の中だって全然ドラマかんが、一本か二本しか店を持ってこないという実情だつたじゃないですか。ですから、あのときは全体が困難をしておつたから、私はある程度そ

段階は理解をいたしますけれども、もう三月も近くなつてきたいま、全体が御承知のような状況になつて、しかもその十二月の段階というものは、業界によつてつくられた一つの情勢であつたといふことも、これははつきりしている。それから価格の暴騰によつてとつもないもくけをしているということも事実。国民感情がこれを許してない事情なんですから、これはそういうお答えだけではどうしても私は納得がいかないのでありますよ。

現に通産事務当局が一千三百円、一千五百円だなん  
ていうことを問題にしていることが時期おくれだと、  
こう言っているのだ。私の言うことについて。  
むしろ下がってますよと言っているのだ。下がっ  
ているということがわかついたら、なぜそれを  
具体的に適切に手を打たないのですか。大臣、あ  
なたの先ほどの所信表明と全然違う。「迅速適切な  
手を打つまいる所存であります。」と、何が迅速  
適切な手を打っているのですか。これこそ私は迅  
速適切な手を打つ——先ほどお読みになつた所信  
表明なんですから、私はこれを求めたいんです。

○國務大臣（中曾根康弘君） 石油の需給計画が二月、三月、それからその後にわたってどの程度になり得るかと、そういう数量の需給関係の見定めも実は必要なのであります。したがいまして、どの程度の生産が確実に可能であるか、そういうような数量を見きわめないで大体の感触だけでやるというとなかなか商人はするしですから、かえつて裏をかかれるという危険性もなきにしもあらずであります。そういう面から、やはり不安のない行政でやっていきたいと思いますので、まあ検討はしてみますが、できるだけ早期ということと御了承願いたいと思います。

○竹田照君 これにさうの民階では決して  
まんじゅうみたいなのですけれども、しかし、  
特に北海道価格の問題は、全道民的な問題として  
いま政府にも強く要請されておる問題なんです。  
ですから、商人がするいとかなんとかといふのは、  
これは全国的に言えることなんです。ですから、

それを見きわめるために北海道の道民だけが、それでなくとも冬に金がかかる道民生活を、さらにお金を支払う必要がある。これが問題だ。なぜなら、この支出が増加をするということを政府によって保障されているなんていふ、こういう状態というものはずみやかに解消するのが当然だと思うのではなく、だからこの点は、すみやかにといふことは、四月だと五月だとかということではないといふように私は理解していいですか、すみやかにといふことは。それで私はきょうの質問を終わらしたいと

○大矢正君 経済企画庁を午後から私呼んで、いませんから、まあ一問か二問だから、わざわざ来ていただくのも恐縮だとと思って実はお呼びをしてないわけですが、ちょっといま十二時までに若干時間がありますからお尋ねしますがね。

いま竹田君から、LPGと灯油の問題についての標準価格のあり方にについて質問がありました。

ですね、これは三百八十円といふ価格はいつまで  
続くのでしょうか。通産省は、前は、三月一ぱいま  
では三百八十円というような話をしておったと記  
憶していますがね。あなたたは、実際に標準価格を  
きめるのは経済企画庁だから、おたくは三百八十  
円という石油の価格は、これはいつまで三百八十  
円でしこうとされていますか。その一点だけ  
ちょっとお答えを願いたい。

○政府委員(有松晃君) 実は、標準価格の決定は  
主務大臣が定めるのでございまして、主務大臣が  
経済企画庁と協議をするということをございまし  
て、ただ、私どもは通産省からこれは事情も聞い

法律でも必要がなくなれば当然やめるということになりますので……。  
○大矢正君 そんなことは聞かなくてもわかりますよ。

○政府委員(有松晃君) はつきりした期限はこれ  
はきめておりません。

○大矢正君 私の聞いておるのは――いまあなた  
の言うようなことはわれわれだって知らないわけ  
じゃない。わかってるんですよ。私が聞きたい  
ところは、あなたたって、一月一日以降大幅に原  
油の値上げが行なわれてると、これはメジャー  
をはじめとして。いいですか、こういう情勢の中  
で、三百八十円という灯油の価格というものは、

これはずっとそのままいくのかどうですかといふことを聞いてゐるわけですよ。もっと具体的に言うと、三百八十円というものはどうやって出てきたかといえば、実勢価格だの何だのといろいろ理屈はあるが、リッター当たりおおむね元売り価格を十三円と指定をして、それに一次あるいは二次、あるいは標準的な流通機構のマージンを加えて三百八十円という数字をはじき出したのでしよう。すると、その元売り価格というものが、かりに十三円というものに変化が生じた際に、標準価格というものは変化する公

○政府委員(有松晃君) 経済企画庁といたしまして、灯油の標準価格でござりますけれども、標準価格といふものは、一たんきめました場合には、やはりある程度の期間、これは安定的と申しますか、にきめられるということが望ましいと思いまが、ただ法律でも、もちろん事情が変更した場合には改定の規定もございます。したがいまして、改定の必要あるいはこれをやめる必要というようなものが生じました際には、これはまた通産省のほうと、十分説明を受け、協議もいたしたいとい

うふうに考えております。  
○竹田現照君 委員長、最後に。

に訂正をとということですがね。私は、官報の告示なんていふものはこれはきわめて重要な問題ですよ。それを、國民がきわめて重大な関心を持つているのを、一五%、二〇%の制限の数字を間違うなんていうことは、幾ら當時資源エネルギー庁が忙しくててんてこ舞いで、たいへんお疲れだったようですがれども、これはたいへんけしからぬことだと思うのですよ。

そして、その当時の新聞を見ると、官報のみ

なんとかときどきあることだと、しかし、これはた  
だなんていふ、こういう新聞記事が載つておりま  
すが、これは申しわけないどこれじやない、きわ  
めてけしからぬことだと思うのです。官報の告示  
のミスなんていふのは、だいぶ前にたしか金森  
徳次郎先生あたりが、この問題について一つ所見  
を発表されておりますが、これは慎重の上にも慎  
重に取り扱わなきやならぬ問題だ、こういふこと  
になると思います。これはたまたま期限があつた  
からいいようなもので、期限がなければこれはた

○政府委員(山形栄治君) 一月十二日の、電力の法律に基づく規制に入りますときの告示が官報でミスいたしましたことは、いま先生の御指摘のとおりでございますし、また、いまお示しになりましたように、非常にわれわれ遺憾の感じを持っておるわけでございます。たまたま実施が十六日とておくんですか。

正が間に合いましたことが非常に辛いであったわけでござりますが、いまお話しのとおり即日施行というような場合には大問題であったことは、ふうそのとおりでございます。

いう案もございまして、その間OAPEC系統から急に日本の友好国扱いという変化もございました。実は事務上非常にそこを来たしました。本来ならば印刷局に至急にこの訂正をしなきゃいかぬことをミスいたしまして、私は責任者として非常に恐縮でございます。今後絶対こういうことがないように、もう官報のミスといらものは一ヵ所も絶対あり得ないということを気をつけたいと思っておりますので、府員にも厳重に申し渡しておりますので、その辺お含みの上でひとつ御了承願いたいと思うわけでございます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 官報のミスを行なうというようなことは、官庁としての非常に大きな失態でございまして、まことに申しわけない次第でございます。私もこのことを聞きまして、非常にこれは公務員としているはのいか間違つておるというやり方で、これはお粗末であるとか何とかいうことばでは済まされない問題である。官庁の職員としての心がまえ、國民に奉仕する心がまえにおいて根本的に間違つておるところがある、そういうことを説明いたしまして、強く長官以下戒めたところでございます。まことに申しわけない次第でありますと、今後はそういうことを絶対起させないように監視し、監督していくつもりでございます。

○委員長(鈴木亨弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三分休憩

○委員長(鈴木亨弘君) ただいまから商工委員会を開いたします。

午前に引き続き産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大矢正君 私は、エネルギー問題の中で特に石油問題と、それから石油問題にしぼってきょうはお尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、石炭問題についてお尋ねをいたしますが、昨年、中東紛争に伴うエネルギー危機、石油の危機によって石炭がまた再び見直される方向に変わつてしましました。政府においても審議会に対し、諮詢等を通じて新たな立場からの石炭政策というものを打ち出したいということですが、この所信表明でなされております政策といで、昨年来努力をされておることは私もよく知つてゐるところであります。特に、午前の大臣の所信表明の中に、石炭問題に触れられておりますが、この所信表明でなされております政策といで、出されている政策といふものは、これはいま審議中の四十九年度予算に限定をした形でのこの石炭政策の見直しと、その域を出てしないわけですね、はつきり申し上げて。私は、時間がありますから詳しくは申し上げませんが、四十九年度予算の中における石炭特別会計、あれに盛られてる施設の内容をもつてしては、これはやはりとくに石炭産業の現状をやら維持することはできなないんじやないか。増産などといふものはなさらないことできませんし、その観点から、大臣は石炭産業を新たに立場から見直すといふのは、一体どういうことを考えて先般の衆議院の予算委員会等においても御発言をなされておるのか、お答えをいただきたいと思うのです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 石炭産業が重要な国産エネルギーの宗たるものでありますし、また日本の経済的セキュリティを考えてみましても、そういう国内から出るエネルギー資源を大事にするということは政策上も非常に重要でござります。そこへまた石油危機が起こりまして、石油の値段が暴騰いたしまして、そこで石炭も石油に對抗する条件が徐々に醸成されつつあるのではないかという考え方を持っておるわけであります。石油の値段がどの程度の水準に落ちつくのかまだよくわかりませんが、今日のところ、アラビアンライ等におきまして、大体九ドル前後ということをござります。こういうような価格が今後どういふふうに推移するかわかりませんが、いずれにせよ、その程度の価格にまで石油が上昇してきていく

るということは、火力発電等におきましても重油専焼火力に對抗して石炭との混焼、あるいは石炭の専焼火力といふものの對抗要件が徐々にいままで以上に上がりつあるものであると思うわけであります。完全に対抗できなくとも、国産資源を大事にすることの意味においてこの資源を保護しながら開発していく、そういう面において今までとは違う条件が現出しつあるものと考えます。今後、石油情勢等全般を見きわめながら、そういう基本線に立ちましてこの石炭政策といふものを見直す必要がある。そういう意味におきまして、総合エネルギー調査会に請問いたしまして、石炭、水力、あるいは石油、原子力そのほか日本におけるエネルギーの機能、それから価値の位置づけといふものをいま策定してもらつておるわけでございま

す。さきに第五次答申につきまして中間答申をいたしました。この中間答申を実行していくといふことが当面のわれわれの立場でござりますが、その過程におきましても第五次答申自体、及び中間答申自体も検討を重ねていくべき世に入っています。そういうよう計得まして、総合エネルギー調査会の答申も見つつ政策を進めていきたいと、こう考えておるわけでござります。

○大矢正君 大臣、石炭産業といふものを見直すということについて二つの問題点があります。金を除いてですね。それ一つは、いま油が比較的不足をしているから石炭を見直そうじゃないか、あるいは石炭をもつと利用しようではないかといふ方向に政府も施策の目を向けているが、しかし、この油の不足といふものはいつまでも続くものではない。とすれば、このまあ価格の問題では、問題はない。とすれば、このまあ価格の問題では、問題はいま大臣から言われたとおりいろいろあります。これはやはり九電力にやらせようとしてもなかなか問題が残ると思ひますから、当然、電源開発等が中心になつてやらなきやなりませんし、現に電源開発も各地でやつてありますから。受けざらといふか生産した石炭が有効に利用されるという前提のためには、それを受け入れざらとして石炭専焼火力を北海道、九州にこだわらないで、私は、積極的に政府が肝いりをしてつくるという方向が必要なんじやないかと、こうい

う。アンド・ビルトという合理化法の基調にのつて一方では新鉱を開発する。一方で、そのかかりコストの高い山はつぶしていく、自然条件の悪い山はつぶしていくことと、その山がつぶされたから三割なり四割なりを他の不足をしている山が受け入れることによって現状維持をはかつてきましたが、ところが、ほんどもうつぶしてしまいましたが、政府がある程度助成をすれば、従来のようにつぶれる山といふものはほんとないという状況にまでしてしまった。それは傾向としてはいい傾向なんだけれども、反面には、つぶれる山がないから労働力を維持する、確保することができないという問題にぶつかっているわけですね。

したがつて、私はこれは大臣に、まず第一の問題に関連してこういふことを考えられないかどうかということを提起してみたいと思うんであります。それは傾向としてはいい傾向なんだけれども、反面には、つぶれる山がないから労働力を維持する、確保することができないという問題にぶつかっているわけですね。

したがつて、私はこれは大臣に、まず第一の問題に關連してこういふことを考えられないかどうかということを提起してみたいと思うんであります。それは傾向としてはいい傾向なんだけれども、反面には、つぶれる山がないから労働力を維持する、確保することができないという問題にぶつかっているわけですね。

したがつて、私はこれは大臣に、まず第一の問題に關連してこういふことを考えられないかどうかということを提起してみたいと思うんであります。それは傾向としてはいい傾向なんだけれども、反面には、つぶれる山がないから労働力を維持する、確保することができないという問題にぶつかっているわけですね。

うふうに考へるんでありますから、この点に対する

大臣の見解を承りたいと思うんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 現時点におきますと、方向としては、もし公害問題において異論がなければそういう方向にいきつつあるのではないかと思います。きょう御説明申し上げました私の施政の方針の中にも、まず大矢委員おっしゃいましたように国内炭を使い、足らざる場合は外炭の輸入ということも考慮すると、そういう趣旨のことを申し上げておるわけであります。しかし、やっぱり公害問題という一つの大きな問題もござります。それから、石油の値段の動向がどういうふうに変わるかということもまた一つございまして、それらの両方をにらみ合わせながら、私はできるだけエネルギー源というものを多様化するほうがいいと思いますから、いままで石油にのみおぶさっておったのを石炭やそのほかに散らしていく、そういう多様化方針を考えておるものでござりますから、できるだけそういう方向に持つていただきたいと考えておるわけであります。

○大矢正君 次に、石炭問題は、小委員会がありますからそのほうでも十分やりたいと思いますので、石油問題に入りたいと思いますが、いま政府は、電力と石油の消費規制をやっておりますが、三月以降は消費規制はどういう形になさるおつもりか。もちろん、これは今後の石油の輸入見通し等とも関連が出てまいりたいと思いますが、そういう後ろの石油の輸入見通し等から判断をされて、もう二月も半ばでありますから、三月以降の政府の電力、石油の消費規制についての新たな方向といいましょうか、方針といいますか、そういうものはないのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは需給適正化法に基づく審議会を近く開きまして、そこにお尋ねをして、それから発表するという段取りになることになりますが、私のいまの感じといたしましては、一月の石油の入荷量を見ておりますと、これはラフな私の記憶でございますが、通関ベースでは二千二百万キロリットル一台であつたと思いま

す。ところが速報ベース——通産省の統計による速報ベースで見ますと二千四百万キロリットル前後

の数字が出ております。この差がどこから出でるか、いま精査しておるところでございますが、大体今まで通産省は輸入関係の速報を全部とりまして各船別に集計しておるわけで、それが政策立案の大体の基準になつてずっと今までやつてきましたものであります。まあその差は、今までの経験によりますと、片方が多くなつて片方が少なくなつたりすることはござりますが、大体通関のほうが多いというのが今までの大体の傾向でございました。一回だけ別のことがたしかあつたと思ひます。そういう情勢で今度は速報のほうが多いということござりますから、精査してみる必要があると思いましてやつております。

もつとも、最近は船のボリュームが大きくなりまして、一隻五十万トンのタンカーが出没いたしまして、このタンカーをどつちに入れるかといふことによって百万トンぐらゐすぐ違つてくるというところもあるわけござりますが、その辺も精査してみますが、一月の入荷ぶりを見ますと、初旬、中旬があまり期待ほど入つてないところが、下旬になりましてどつと入つてきておる。そういう情勢を見ますと、この傾向は二月も続くであろう、あるいは三月も続くのではないかといふ期待を抱かせる様相がござります。そういう面から見まして、今日の時点における私の感じでは、三月ころは少しゆるめたほうがいいのではないかと、うござります。もう少し数字を精査いたしまして、いざ需給審議会に諮問いたしたいと考へております。

○大矢正君 エネルギー庁長官にお尋ねいたしま

す。そういうものを含めて、もちろんこ

れは正確な数字を出せといつても困難かとは思いますが、大体規制措置によつてどのくらい原油に換算をしてカットできたのか、量的な内容をひとつお答え願いたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) お答え申し上げます。

御存じのとおり、十二月は行政指導で一〇%の削減が始ましたわけでござりますけれども、一月十六日から二月一ぱいにかけまして現在一五%でやつておるわけでござります。この実績、特に数值で申し上げるというののは時間もなかなかかかりましてあれでござりますが、私、手元にちょっといま数字持つておりませんけれども、十二月の非常にゆるやかな行政指導でやつておった段階の効果といいますか、それはある程度われわれのほうでつかんでおりますが、特に電力につきましては、全国でたしか私の記憶では一〇%の行政指導に対しまして七・五ぐらいで出ておりますが、特に東電管内では行政指導段階でありながら一〇%の削減というものがそのまま出ておりまして、ほぼ一〇%近い実効をあげておるわけでござります。

その後、一月の半ば以降電力は法規制に入りましたが、石油につきましても二月からいわゆる法規制に入つておられます。二月のそういいう動きから見ますと、まだ一月の効果といふのが数字的にはそういう意味ではつきりしない点がござりますけれども、二月のいまやつておられます規制の効果は、私、非常に勘で申し上げてあれでござりますけれども、二月のいまやつておられます規制の効果は、私、非

常期待でござりますけれども、二月のいまやつておられます規制の効果は、私、非

常期待で申し上げてあれでござりますけれども、二月のいまやつておられます規制の効果は、私、非

容がさっぱり出てこないのであります。

それはまあそれとしても、それじゃお尋ねしますが、当初こういうような危機を予想しない以前、

すなわち昨年の段階で、昭和四十八年度は原油の輸入を大体どの程度当初計画として見込まれたのか、お答え願いたいと思います。これはすぐわ

かるでしよう。

○政府委員(山形栄治君) 四八年度の石油の輸入量は、三月段階では二億八千三百萬キロリットルぐらいであつたわけでござりますけれども、上

期の輸入の趨勢を見まして、九月にこれを実質行

政的に改定いたしまして、年度間三億五百萬キロリットルと改定しまして、それに基づいて十一月

十六日の閣議で決定しました規制のあり方等を考えたわけでござります。

○大矢正君 そこで私が通産省に確かめたとこ

ろ、ことしの一月、二月、三月、すなわち四十八

年度末まで来月一ヵ月ありますが、この一年間で、

四十八年度ですよ、二月、三月はある程度想定を

含んでおりますが、大体二億八千九百五十萬キロ

リットル、約二億九千万キロリットルぐらゐの油

が実際には入つてくるという、そういう数字が示

されています。そこで、そうすると当初の必

要見込みといふか、当初の輸入見込みを三億キロ

リットルぐらゐに押えておられたというの、いま

あなたが御答弁になつたとおり私もそう記憶して

おります。そういたしますと、約一千萬キロリッ

ターグラムしか不足といふものが出てこないわけ

ですね。三億キロリットルの入荷のうちの一千万

ですから、その量といふものは非常にわずかであ

ります。しかも経済規模が大幅にダウンをして、物の

生産もこのとおり設備投資中心に抑制をしている

わけあります。これが何のための消費規制なのかということ

に、数字的にどうも疑問が出てまいりますが、大

きな事態も起こり得たんではないか、あるいは起

こり得るんではないかと、うことを想定します

臣、その点はいかがでしよう。

○國務大臣(中曾根康弘君) 結果的に見ますと、四、五月になって石油の入荷量を正式に調べてみますと、あるいはそういうような傾向になるかもしれません。しかし十一月、十二月の段階で、あの当座考えてみますと、O A P E Cが十月の十六日でありますから、二五%削減、それから毎月五%削減、そういうような非常におそろしいような数字が出てきて、それで、これでいつたら日本経済はどうなるかということで諸般の措置をとり、国会でも法律をつくっていただきまして、この法律ができましたがあれにいろんな規制ががつちり組めまして、それでのごとがあり、多少の心理的バニックはありましたけれども、安定の方へ向かいつつあると思うんです。これはやはり法律をつくっていただいて、がつちりワクを組んで、国に向かう方針を国民の前にお示しいただいたから、人心も鎮静てきて、こういうふうになってきたんだろうと私は思います。

そこで、それに伴いまして、いまお示しになりました総需要カットを思い切りやつていく、これは通産省が先導して実はやつたといつてもいいと思うんです。十二月の段階で、石油を多消費する産業、特に自動車以下について、約三千五百億円に及ぶ下期の総需要カットを民間設備投資でやりまして、大蔵省がこれについて資金関係のまた削減をやる、そして内閣全体としてそういう方向へ誘導いたしまして、それが四十九年度予算の方向にも同じベースで動くようになつてしまして、そういうような政策づくりが行なわれたがゆえに、需要と供給とのバランスが回復され始めつづあるのではないかと思つてあります。

したがいまして、結果的に見ますと、ある意味においては、国会で法律をつくっていただき、いろいろ政策について御指導していただいたがゆえに、たしかに混乱がなしにうまく過ごせる方向に行きつづあるのではないか。この間において、一部の業者がもうけたとか、いろいろそういう遺憾な事件はございませんけれども、十二月の時点を見ますと、御指示の方向にいくほうが多いと思つ

ますと、二月ごろはどんなバニックが起こるかわからないという、実は戦々恐々たる気持ちで行政をやっておったわけでございます。そういう面におかれましては、まああの方向に動きつづあるのであります。しかしながら見ますと、あの当時の心境といふものは、これは二月は通産省焼き打ちにあらん立案者のほうから見ますと、あの当時の心境といふものではないかと、そういうように考えます。結果的に見ますと、確かにそのとおりになりますが、政策はどうなるかということで諸般の措置をとり、国ではございません。そういうことであつたと思いますが、政策でそこへ推移するように努力してみたいと思うのであります。

○大矢正君 それから次にお尋ねしますのは、石油の確保と政府の立場と申しましようか、その面についてお尋ねしますが、たとえば電力、ガスというような公益事業に対しては供給責任を、まあ地域独占を許す反面、供給責任を持たしておるわけですね。しかし、油というものが、もし入ってこなった場合にどんな事態になるかということは、去年の十月以降われわれがみずから体験をしたところですね、全く極論すれば、電気、ガスがやつておったのであります。

○大矢正君 大臣、私も、過去のことはこれはだれも予測ができなかつたことであつて、その十二月の時点でもつて一月、二月どうなるかといふうなことを、おまえ的確な判断できるかといふわれは当然だつたと思うんです。ただ、今日の段階

になって、数字をずっと積み上げてみると、三億キロリッターに対して約二億九千万キロリッター

入るということになれば、三・三%程度にしか当たらぬわけですね、需要に対してその原料分と

いうのは、それがその恐慌を来たすといふような難はあるとしたしましても、一応供給責任というものを業者に持たしておるわけですが、石油に関

してはだれも責任を持つ必要性はないことになつていますね。石油業法の中にも、石油精製業者は供給に責任を持ちなさいと別に書いてあるわけ

であります。単にこれは設備の制限あるいは許可制、あるいは精製業を始める場合の許可制とか、そういうようなものが中心で、安定的に油を供給

するという責任は一体それじやどこにあるんだろ

うかといふことになると、どこにもないと、いうことになるんですね。このことについての矛盾について大臣、どうお考へになりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は今度経験してみまして、電気の場合と石油の場合と非常に違つておるので、政策としても非常にやりにくいところがあつたのは御指摘のとおりであります。

ただ、いままでのいきさつから見て、石油はプライベートカンパニーとして、自由企業の原則のもとにやつてまいりました。これは日本の場合は、メジャーに依存するところが非常に多いという遺憾な歴史的事情からも見ておる要素が非常に多い

わけであります。通産省としてやつてきたことは、

ております。ただ、まだ足元が不確定な要素が若干ございますから、それらを確かめまして、国民の皆さん不安を持たないような形で、安心していこう、そういうことであつたと思ひますが、それが必ずしも十全の力をまだ持つておるわけではありません。

○大矢正君 それから次にお尋ねしますのは、石油の事情全般を見比べながら、石油に対する國家との関係、国民に対する責任、そういうようなものをどうすべきか、これは私も頭の中で考えておるところであり、政治の課題として検討すべき課題であると考えております。

○大矢正君 大臣、抽象的な論議ばかりやっておるようで何ですが、時間がないものだから、そういうところでは、それはお互いに万一の

場合に不幸な結果を招くということは一般論としていわれるわけです。ところが、油の場合も私は同じことがいえると思うんで、いまのよう

に六〇%から六五%の原油の供給をメジャーに依存をしているわが国の実態といふものは、これは結局のところ、わが国の自主性といいましょうか、フリーハンドといいますか、そういうものをかなり

制約をすることになつてきております。そこで大臣が考えて、いまの六割から六割五分近いメジャーの供給という今日のわが国の実態を今後どうされるおつもりか。二国間取引のような形はこれから大いに拡大をしていくとは思いますが、どん

どんこれを拡大していくつもりなのかどうか。ただ、そこで問題になるのは、一番安い油を供給しているのは、残念ながらこれまた、ひっくり返して言うとメジャーだという、こういう矛盾にぶつかるわけです。その辺の問題をどうこれから処理されるおつもりでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 方向としては、やはり自主原油の事をふやしていくことが方向であります。これは石油審議会の答申の中にも

そういう方向が明示されておるわけであります。将来としてはやはりGGベース——二国間取引と

らぬと思いますが、当面、いま御指摘のようにメジャーから買っている油のほうが安い、G.G.ペースのものとかあるいはDD原油、こういうようなものは入札でありますし、そのためにあるいはバックのものにいたしましても値が高い。メジャーが売る場合は、それを今までの供給に埋めてくるからわりあいに低位に落ちつくけれども、バイバックやDD原油だけになると非常に高い値段につく。ですから当面の物価対策からしますと、DD原油というものは物価対策に貢献しない、そういう要素がございます。しかし、長い目で国民経済や国家のセキュリティーという問題を考えてみると、やはりそちの方向へ移行しなくてはならぬ。いずれ、メジャーの値段とDD原油の値段が次第に落差がなくなつて同一になつて、いくだらうと私は思います。この間、ヤマニ大臣とも話しましたときに、これは解消するであろう、またそういう方向へ持つていただきたい、というようなことを言つております。そういう努力をしていきたいと思っております。しかし、当面は物価対策が重要でござりますから、あまり高いDD原油を買うなということを過去において、たしか十二月か一月でありますましたが、視察しまして、十七ドルとか十六ドルというような高い油を買う風潮が一時ありましたが、それらを押えたというのが事実であります。

そういうことと何も関係ないものなのか、その辺はどうなんでしょう。石油業法の第十五条だったですかね。十五条の「販売価格の標準額」というやつがありますね。これに基づいて標準価格というのを——標準価格というか、指導価格といふか、これはどういうことばが適切なのかわかりませんけれども、それを出そうとするのか。いや、そういう法律上の問題ではない、通産省は今日の石油の価格を幾らかでもとにかく低位に抑えようとする、そういう立場から出そうということなんか、その辺のことはどうなんでしょう。

○政府委員(山形栄治君) 現在、各社から資料も十分にとりまして検討いたしておるわけでございまますけれども、いずれにしましても、一月一日以降、公示価格で言いますと大体二・三倍くらいの値上がりをいたした原油がすでに日本に入着しておることは現実でございます。いま先生御指摘のとおり、これをどういう形で標準的なものを出すかということを検討いたしておる段階でございまして、でき上がりのまゝこうて石油業法に根拠を置くのか、もう少し行政的なものにするのか、その辺は現在私から、その根拠をどこにするかということを申し上げかねる段階でございまして、いま実態を検討しておる段階でございます。

○大矢正君 しかし、山形さんあなたは——どうも私はわからぬのだが、政府が現にやっておるでしょう、積み上げでいろいろな計算を。それで私は通産省はなかなか渋くて資料を出してくれないんですわ。だから私は自分で昭和四十七年の全世界の油の、日本の各石油会社が油種別にどういう油を幾ら入れたというこの資料をやつとこさ、あるところから入手したんです。これを見れば四十七年度は、たとえば日本石油は世界のどこの油を何ば買ったというのが全部出ているんですね。膨大なものですね。あなたのほうはこれを一つ一つ積算して、これは油のみの価格が違うんですね。それを全部積算をして、そうしてその一つの価格といふものを出すのか、全体とにかく平均すれば倍になつたとか、二・三倍になつたとか、

二・四倍になつたと。したがつて、いままでの原価格にほんと二・四倍ぶつけて、そうしてそれから展開をしていくといふようなそういうやり方をするのか、これはなかなか問題のあるところだと思うんです、このガイドラインを出すにいたしましても、言つてみれば、標準価格というところまではいかないにしても指導価格と言おうか、あるいはガイドラインというか、そういうものをきめるという方向を大臣が打ち出されてからかなりもう日がたつておるんです。その日がたつておるにかかわらず、これは石油業法の第十五条に基づくものなのか、いやそんなことに全然関係ない、通産省は単なる法律に根拠を持たない、言つてみればガイドラインというか、指導価格といふか、そういうものを設けようということなのかなといふことすらきまらないということは私はどうも不可解でならないんですけど、大臣いかがですか。

○國務大臣（中曾根康弘君）私の現在の感じでは、生活関連物資に関する国民生活安定法を背景とする行政指導による価格体系といふもの、そういうものを私は頭の中に置いております。この前、灯油やLPGにつきましてもそういう意味の行政指導価格をきめて、それが標準価格に移行したわけであります。そういう意味におきまして、標準価格移行前の行政指導価格、そういうような感じで持つてきたいといふうに私個人は考えておるところであります。

それで、それらにつきましてはいろいろな考慮が実は必要でございまして、一つはメジャーの日本に来ておる支社長や支店長がこの間私のところに来まして、メモランダムみたいなものを置いていきました。それによると、ともかくドライヤーやランプやイタリアーは一月十一日ころから値を上げておる、日本は押えているのはけしからぬ、あまり押えてわれわれのほうの採算ベースが怪しくなると油が来なくなる危険性がある、やっぱりあるヨーロッパのほうへ回せざるを得ぬというがとき感じのする考え方をわれわれに述べていったわけです。彼らは、メジャーが今まで必ずしも横

暴でないと言えない。そういう要素もありますから、この間のワシントン会議におきましても、メジャー問題を日本は持ち出せと、そういうことを頼んでおいたくらいであります。しかし一面において、そういう供給ができるだけ保証して、国民の皆さんに安心してもらって、心理的バニックを再び起こさせないようにするという配慮が、実は一つ大事な点でもあるわけです。だがしかし、一面においてこの石油会社の一部が十一月、十二月もうけて国民から指弾された、そういう事実もやっぱりあるわけでありますし、国民感情という問題も、非常にわれわれは行政当局として考えべきやならぬ要素があります。

そういう中にあってどういう体系をつくっていくかということは、なかなかむずかしい要素がございまして、エネルギー庁におきましても、夜をあげていろんな形の積算根拠をつくってやっておるわけです。それは各社別に、どこの油が何ぼ来た、値段は幾らである、総積み上げをやっておりまして、そして入ってきた油全部について各単位ごとに掛け算をして、そして、総資本ということがありましたが、総価格、総平均価格というものを綿密に積み上げてやらして、平均水準がどの程度であるかということをいまにらんでおるというのが現状でございます。

○大矢正君 公取にお尋ねをしますが、けさの新聞によると、おたくの委員長さんがこれはまたとにかくいふことを言っておるわけですが、標準価格をどんどんつくれということを盛んに強調されておるようですね。その意味するところは私、まさにいふことだと思うんですよ。

ただ、そこで問題は、いま大臣は、指導価格をつくつたらその指導価格を標準価格に横すべりさせていくんだと、こういうお話ですかね、それは結果としてはそうなつていくんだろうと思うんですね。ただ問題は、そうすると指導価格をきめるところが一番問題なんであって、標準価格をきめることが問題ではないということになるわけですね。少なくとも政府が行政指導として設ける価格とい

うものと、それから法律に基づく、国民生活安定法に基づく標準価格というものをきめる際においてのこの算出のしかたといふものは、私は、性格的にかなり違ひがあると見て差しつかえないんじやないか、単純に横すべりをさせて値段をきめるといふような内容のものではないんじやないか、どうふうに考えますが、公取委員長の発言の趣旨と、いま私が大臣その他エネルギー庁長官と話した合った、質疑応答をいたしました内容との関係についてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(吉田文剛君) 公取委員長の発言された趣旨は、それは法律に基づいて主務大臣が自分で認め、自分の責任でくるいわゆる安定法の標準価格といふものは、これは政府がみずからのかの責任できめるわけでござりますから、価格を、いわゆる標準的な価格をきめるならば、そういう法律に基づいてきめるのが望ましいと、こう言われたのだろうと思います。

その前の、いまおっしゃいました指導価格、いわゆる法律に直接根拠を置かない、しかし、それがまた標準価格に移行することもあり得るというようなものにつきましては、これは法律の根拠は現段階においては、いわゆることでございまして、その場合、その業界の意見がそのままの形で――ということは、業界個々にもちろん事情を聞くということは、独禁法上も差しつかえないと思ひますけれども、業界サイドの団体の意見とか、いわゆるそこに話し合い的な内容を持つた業界意見といふものが反映されることになれば、これは非常に問題があるのじやないかといふように考えます。

ただ、法律に基づく標準価格の場合は、これはあくまでそれ以上の価格では売ってはいけないと、いう価格でございまして、それ以下の価格で売ることは、これは自由でございます。ですから、この標準価格の場合でも、業界同士話し合つて、その価格を維持しようといふような競争制限的な行為が行なわれれば、これはやはり独禁法上問題じやないか、いわゆる競争制限に、カルテルにな

るのじやないか。こういふものはきびしく規制をしていかなければならぬといふようにわれわれは考へているわけでござります。

○中尾辰義君 それじや、公取に最初に。

いま非常な物価高で、政府も積極的に物価対策に取り組んでおるといふことも、ある程度は評価できるわけですが、依然としてこの物価の衰えはありません。まあ幾らか行政指導等によりまして、生活物資の値くずれも若干は見受けられておりますけれども、まだまだ上がりっぱなしというようなものも相当あります。

そこで私は、再販の指定品につきましてお伺いしますが、新聞等にもちらほら出ておりますけれども、再販指定の取り下げの届け出が最近は非常に急増している。しかもそれが大半は、この物価の値上げの際にはじまになる、なるべくこれを追っ払って値上げをとくようなことを意図したような取り下げ、そういうような動きが非常にあらわれるわけですが、最近の再販取り下げの動き、その辺のところを最初お伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田文剛君) 最近と申しますと、四十八年の十月から四十九年の一月までの四ヶ月間について申し上げます。

この期間におきまして再販を廃止した商品は八百八十品目でござります。

再販を廃止した理由として考えられますのは、その当該商品が陳腐化した、あるいは經營上の理由等によりましてその商品の製造を中止した場合、これが一つ。それからもう一つは、從来からその商品の販売価格の維持が困難で、再販の実益がないということことで廃止する場合。それから第三は、自由な価格決定つまり、現状におきましては、これはほとんど値上げでござります。値上げをするために再販を廃止する場合。大体この三つがあると考へられるわけでござります。

ただ、法律に基づく標準価格の場合は、これはあくまでそれ以上の価格では売ってはいけないと、いう価格でございまして、それ以下の価格で売ることは、これは自由でございます。ですから、この標準価格の場合でも、業界同士話し合つて、その価格を維持しようといふような競争制限的な行為が行なわれれば、これはやはり独禁法上問題じやないか、いわゆる競争制限に、カルテルにな

るのじやないか。こういふものはきびしく規制をしていかなければならぬといふようにわれわれは考へているわけでござります。

○中尾辰義君 それじや、公取に最初に。

いま非常な物価高で、政府も積極的に物価対策を中止するというのが二九%に当たります。そのためというものが二七%に当たります。それから製造を中止するというのが二九%に当たります。百四十八、その他の理由というのが四四%で二百二十七というふうな、これは化粧品の例でございますが、そういうことになつております。

○中尾辰義君 それで、わが党は先般再販取り下げ後の再販関係商品の八百八十品目の実態調査、これをいたしまして、その結果につきましては通産大臣にも申し上げて値下げを勧告するようお願いはしておりますが、その内容を若干申し上げますと、化粧品では再販取り下げ後値上げした品目が五十五品目、このうちで三〇%以上値上げしたものが四十七品目、その中で値上げのひどいのは牛乳石鹼のスペシャルシャンブー、これが旧価格百五十円のものが二百五十円、六七%の上昇であります。牛乳ショーピングタリーム、これ百円のものが二百円、これは倍です。中山太陽堂のクラブ美身クリーム、これは二百円から三百五十円、大体七五%の上昇です。それから手の込んだ悪質な値上げと思われるような、再販製品を製造中止をして、あまり中身が変わらないようなものを新製品として値上げをしている、そういうふうに思われるのが桃谷順天館、柳屋本店等の商品、この中に明色アストリンゼン各種あるいはスペシャル、ソフト乳液、スキンフレッシュナー、ソフト栄養クリーム、クリンシン、レモンクリンシン、柳屋本店は、柳屋アートニック、ボマード、ボマードソールヘル、チック、ヘアクリーミー、こういったようなものが出てきていますが、この中で値上げのひどいのが三百円から六百円、これは桃谷順天館のソフト栄養クリーム、これが倍、クリンシンの四百円が七百円、これは七五%、ボマードソールヘル、これは柳屋本店、これは

ひどいのは、石けんではライオン油脂のエメロンバスサイズ九十グラム、これが七十円が百二十円、七〇%の値上げ、ミツワ石鹼のミューズ石鹼、これが八十八グラム入りで五十円が八十円、大体六〇%の値上げ。さらに歯みがきは、サンスター歯磨ハイサンスター九十グラム入りが百円のものが百五十円、五〇%の値上げ、ライオン歯磨のほうはホワイト&ホワイト、これは百九十グラム入りのもの二百円が二百五十円、これは二五%の値上げ。合成洗剤では二〇%から五〇%、ライオン油脂なんかもアクロン、二百八十グラムが百円が百五十円、五〇%の値上げ、こういふような結果が出まして、一応私のほうの党のほうからも大臣に見ますと、やりになつたようなことを書いてあります。が、どういうふうな行政指導をなさつたのか、大臣をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 二月十二日に公明党の竹入委員長、生活防衛緊急対策本部長の名前で申し入れをいたしました。さつそく御趣旨に沿つて処置をいたしました。

化粧品の価格は、これまで比較的安定的に推移してきましたが、近時、包装あるいは包装資材、容器、原料等の値上がりを理由に、いわゆる五大メーカー以外の中堅以下の企業の一部で大幅な値上げを行なつたものであります。去年十月以降再販を取り下げて値上げを実施している品目は百三十品目に達している。このうち値上げ幅が二〇%以上五〇%未満のものが八十品目、五〇%以上のものが四十六品目となつております。このほかに從来から非再販品目であったものについても一部値上げが行なわれております。このような状況にかんがみまして、次のような指導をいたしました。

昨十三日、価格引き上げを実施した中堅十三社に對し、このたび再販取り下げに際し大幅な価格引き上げを行なつたことはきわめて遺憾である。

可能な限り値上がり前の価格に引き下げる。非再販品目であつて値上げを行なったものについても、できる限りの価格引き下げを実施すること、特に値上げ幅が二〇%をこえるものについては、重点的に価格引き下げにつとめることとし、その方策を速急に検討すること、上記検討の結果を一週間以内に報告するとともに、かりに値上げ幅を二〇%以内に抑制できない場合には、その明確な理由を提出することを指示いたしました。また、同日大手五社に対し、マークアップによる値上げを含めた価格引き上げを行なわないよう強力に要請し、その了承を得ました。さらに、化粧品工業会長に対しても前述の趣旨を申し入れ、その点を会員各社に周知徹底せしめるよう要請した次第でございます。

詳細、具体的なことは局長から御答弁申し上げます。

○政府委員(飯塚史郎君) ただいま大臣から御答弁されたとおりでございますが、今回再販品目が再販指定の取り下げをやりまして、その際に値上げをいたしたものの大体中堅以下のマークアップでございますが、大臣からもお話をございましたように、大手五社、これは化粧品のシェアでいきますと六五%ございますけれども、このほうは再販も取り下げていないし、値上げもしていないという事情でございます。しかし、私どものほうはこういう大手五社の製品について今後値上げがあつては困りますので、その点につきまして心配いたしまして、昨日大手五社に対しても、今までのところは再販取り下げとか値上げとかいうことはやつておられないけれども、今後においてもそういうことはつてしまつてもいいたいということを厳重に申し入れたわけでございます。これに対しまして大手五社も了承いたしまして、値上げについては極力いたさないということを約束いたしたわけでござります。

○中尾辰義君 ですから、これは化粧品だけじゃありませんで、ほかの石けん、歯みがき、合成洗剤、そろいつたようなものはどうなっていますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 石けんにつきましては、大部分が二割でございますが、も、今回値上げをいたしました三社を昨日呼びまして、化粧品のときと同じような趣旨の申し入れをいたしました。これを極力二〇%以内におさめをして、化粧品のときと同じような趣旨の申し入れをいたしました。これも一週間以内にその報告をもらつてもらいたいということを申し入れております。なお、洗剤につきましては、大部分が二割程度でござりますが、一部メーカーで大幅値上げをしたものがございますが、これはつい先般、自発的に値下げをいたしたわけでございます。なお、歯みがきにつきましては、これは近日中にメーカーを呼びまして値下げの指導をいたす予定でございます。

○中尾辰義君 新聞を拝見しますと、「歯みがきについては薬事法による医薬部外品が含まれているため、近く厚生省と協議」すると、こうなつておられます。しかし、私どものほうはこういう大手五社、これは化粧品のシェアでいきますと六五%ございますけれども、このほうは再販も取り下げていないし、値上げもしていないといふ事情でございます。しかし、私どものほうはこういう大手五社の製品について今後値上げがあつては困りますので、その点につきまして心配いたしまして、

○中尾辰義君 うで今般指導をいたしておりますのはそれ以外のものでございまして、化粧品、石けん、洗剤及び歯みがき、この四品目を対象として指導をいたしております。お次第でござります。

○中尾辰義君 それから合成洗剤、これはまあ騒がれた問題の品目であります。私のほうの調査では、二〇%以上値上がりしているものが、ライオン油脂のアクロン、二百八十グラム入り百円の

○中尾辰義君 ものが百五十円と五〇%値上げ、これは一月十六日からですよ。ライポンF、これは粉のほうが四百五十グラム入りで百五十円、これも五〇%の値上げですから。これは取り下げたんですか、値下げしたんだですか。

○政府委員(飯塚史郎君) 値下げをいたしましたものは日本油脂の分でございますが、ライオン油脂につきましては、大部分が二割でございますが、いま御指摘のような五割のものもございませんけれども、これにつきましては、まだ今までのところ値下げをしてないと思います。

○中尾辰義君 値下げをしてないからどうするんですか。

○政府委員(飯塚史郎君) これも引き続き値下げにつきまして強力な指導をするつもりでおります。

○中尾辰義君 あなたの方、要するに今度の政府の取り組み方、予算の編成を見ましても、物価の安定、物価の引き下げに相当な力を入れていらっしゃるわけですからね。ですから、何もライオン油脂だけ残す必要はないでしょう。どうしてこれは一緒にやりにならなかつたんですか。

○政府委員(飯塚史郎君) この分は、ライオン油脂の中で非常にシェアが小さかつたために漏れていたわけでございますが、御指摘のとおりでございまして、私どもはこの大幅値上げのものについて、値下げの指導を強力にやるつもりでおります。

○中尾辰義君 いや、これいります。

○政府委員(飯塚史郎君) 本日夕方あるいは明日でも、会社の指導部を呼びましてやるつもりであります。

○中尾辰義君 大臣ね、せっかく私のほうが一通産省でこんなものをやるというなら、すぐできるんですよ。政党がこういうものをやるるということは、相当日にちと人の数も要りますしね。通産省のほうが敏感におやりにならない。それでも政黨としてやつたわけですね。こういうものはさっそく取り上げていただいたのはいいんですけど、このライオン油脂の合成洗剤なんかは抜けているんですね、いま聞いたら。洗剤のアクロンなんか一月十六日から二百八十グラム入り百円を百五十円、五〇%値上げしておるわけですよ。ライポンFが、粉で四百五十グラム入り百円が百五十円、五〇%の値上げですかね。こういうものは、あれだけ騒がれた品物ですから、何もこれを残す必要ないですよ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 直ちに実行いたしました。聞きましたら、何かシェアが非常に小さいといふので見のがしたのだそうであります。これも落着度でござりますから、きょう夕方があしたいためも至急呼びまして、そのように行政指導いたしました。

○中尾辰義君 シェアが小さくても、だんだんこれから大きくなるんですよ。

○國務大臣(中曾根康弘君) それで、次に公取にお伺いしますけれども、いま再販制度は、さつき大体の情勢を聞きましたけれども、いままでは再販再販と騒いだんです。再販を取つ払うのはけしからぬというような意見もありましたが、こういったような情勢のもとでは下げるほうがだんだん多くなつた。公取としても、ことし九月ころまで下げる方向ですが、これいま、取り下げの届けを出せばそれで取り下げられると、こういうようになつておるらしいのですが、ところが、いま物価問題で政府は取り組んでいます。こういうときこそこういう問題は、自由かつて一一へん再販を許可したものは簡単取り下げることができないよう何か手を打つ必要ないですか。そうせぬと、とつことつどこ

取り下げる、またとつと上昇ると、こうしたこと

は今後もふえでますよ。

○政府委員(吉田文剛君) 再販を自分から取り下げます場合に、独占禁止法のたまえ上、再販制度といふのはいわば例外的に認められている関係で、公取としてもそれを取り下げるのに干渉はできないと私は思いますがけれども、しかし、再販制度の趣旨はおとり廉売の弊害を防止するために認められたものでございまして、値上げを前提にかってに再販を廃止するというふうに、この制度を自分の都合のいいように、まあ悪用と申しますが、便宜的に利用するようなメーカーに対しましては、このような商品については、情勢が変わりまして、物がだぶついて価格が下がる傾向が出てきたというような場合、こののようなメーカーが再び再販商品として公取にまた再販契約をやりますというふうに届け出をしてきたような場合には、これはやはり認めるべきではないというふうに考えております。

○中尾辰義君 それはこの前の衆議院の予算委員会での総理の答弁もそりあつたような答弁ございましたがね。それで、まあ取り下げるものを今後お互に話し合いでやみ再販等でまた値上げをしようとというような動き、これもあるわけですから、それの取り締まりに対しても、どういうふうな対策を講じていらっしゃいますか。

○政府委員(吉田文剛君) 値格修正によって値をつら離れたところで、たとえば協定によって値をつり上げるというような、これはやみカルテルでござります。こういふものに関しては厳重に法律等に従つて処置をしていく。また、やみ再販に対しましては、これは事実上価格を拘束して、つまり契約を結ばないでそういうことをやつているというようなやみ再販に対しても、これはきびしく取り締まっていくというふうに考えております。

○中尾辰義君 それじゃ時間がないようですか、石油の問題で若干お伺いいたします。それで、まあ一番最初にお伺いしたいのは、石

油規制法が前年末国会でできたわけですが、それによりまして石油の供給目標というものが設定さ

れるようになつておるわけですが、一月の石油供給目標が幾らになつておるのか。それと、原油の輸入は目標との程度入つてきたのか、その辺ま

ずお答え願いたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 一月の供給目標でございますが、石油製品のLPガスを除きました分で二千二百六十六万六千キロリットル、LPガスにつきましては七十九万五千トンでございます。で、この供給目標の前提になります輸入原油の量でござりますが、これは二千四百万キロリットルと想定いたしたわけでござります。これが当初見通しましたものとどういうことになつておるかと申し上げますと、当初の一月の輸入計画は二千六百三十七万八千キロリットルであったわけでござりますので、この二千四百万キロリットルといいますのは、これに比較いたしますと九%の減ということがあります。これに相なるわけでござります。

○中尾辰義君 ややこしい表現じやなしに、一月の石油供給目標が二千四百キロリットルですか、それで入つてきたのは幾らですか、原油が入つたのは幾ら。

○政府委員(山形栄治君) 実は、通関統計が本日発表に相なることになつておりますて、集計ができまして。これが二千百九十九万九千キロリットルでござります。なお、通産統計のほうの、通関でございませんで、通産省のほうの速報値につきましてはまだ発表に相なつておりますんで、これで、大まかに言いまして一月の二十日以降ころ、こういう一月一日以降の大幅値上げの高値のもので、アラビアものは航海日数が二十日でござりますが、先ほど大臣から答弁がありましたようですが、今後この価格が相当、二・二倍ぐらい上がるということが考えられるわけでござります。

それから入着の問題でござりますけれども、アラビアものは航海日数が二十日でござりますが、今後この価格が相当、二・二倍ぐらい上がるということが考えられるわけでござります。

○中尾辰義君 出荷されるのはいつごろかな。

○政府委員(山形栄治君) ちょっと私、間違いましたが、通産統計のほうの、通関でございませんで、通産省のほうの速報値につきましてはまだ発表に相なつておりますんで、これで、大まかに言いまして一月の二十日以降ころ、アラビアアンライトが三ドル六十五ということに上がりまして、十二月現在では、ほかのインドネシアの油なんかを含めまして四ドル四十五でござります。先ほどこれを八ドル三十二と申し上げましたのは間違いでございまして、全地域の輸入の平均値は四ドル四十五ぐらいに相なつておりますので、訂正申し上げます。

なお、この価格が一月一日以降といいますか、入着でいいますと一月二十日以降でございますが、九ドル前後ということでござりますが、私の

されることはいつごろになるのか、その辺具体的に答弁願います。

○政府委員(山形栄治君) 輸入原油の価格でござりますが、十月十六日に例のOPECの値上げの通告がございまして、これは標準の品種がアラビアンライ特と申しますと、去年の十月の十六日以降アラビア

ナイトで二・三倍上がつたからこうになります。これがことしの一月一日以降は約二・三倍上がつたからこうになります。これがことしの一月一日以降は約二・三倍上がつたからこうになります。

○中尾辰義君 そうすると、精製会社について、それから製品になつて出荷されるのは大体いつごろなんですか。これはおおむねのところでいいですけどね。

○政府委員(山形栄治君) 実は、いま申し上げましたように、非常に原油価格が高騰しておるわけでもございまして、各社値上げを考えておるわけでござりますが、こういう情勢でござりますので、先般大臣のほうからわゆる価格の引き上げ、一月以降の引き上げにつきまして、まあ凍結といいますか、しばらく見合させるようとにいうことをいま各社に通知いたしております。各社は一月以降は値上げをいたしておらないわけでございます。十二月水準で、いま横ばいで各社は販売をいたしておるわけでござります。

○中尾辰義君 長官には私はそんなの聞いているのじやないんだよ。いま値上げをされた油が製油会社に入って、それが石油製品になつて出荷されるのはいつごろになりますかと、これはもう各社によつて違うでしょが、おおむねのところでござつこうですと、こう言つておるのですよ。値段のことをいま言つておるのじやない。

○説明員(松村克之君) 御説明いたします。

一月一日積みのものが、中東のものでございましたら一月二十日、ごろ入つてくるわけでございまして、需要者のタンクに入りまして、数日後にはそれが消費されるということです。それから精製工場に入りました場合には、これは精製工場の規模等によつてもいろいろございまして、

また、ガソリンの場合と重油の場合といったことは違いますが、おおむねとくことで申し上げれば、十日ぐらいで外に出る。それが流通段階でど

うふうに考えております。

○中尾辰義君 それじゃ次に、原油の輸入価格の動向についてお伺いしますが、これを地域別、精製会社別にわかつておればひとつお願ひしたいと

思ひます。

それから、再値上げをされた原油、これはいつごろから製油会社にいつて、また製品として出荷

れくらいたるが、それによって二十日程度で消費のところに回る、

中尾辰義君 それによつて、大臣にこれはお伺いします。このうふうに考えられます。

○中尾辰義君 それで、大臣にこれはお伺いしますが、石油の価格の値上げの問題は物価値上げに上がつてくると、これはまあ当然のことと、次官も、石油業界は諸悪の根源である、こういったようなことまで言われておるわけですがね。石油の値段が上がる、またこれは全般的に諸物価が上がつてくると、これはまあ当然のことと、この非常に大事な問題を衆議院予算委員会で私のところの矢野書記長が取り上げて、そして、とにかく石油連盟は十一月、十二月から急に新しい値上げの価格で上げて、結局そのときの油といふものは古い値上げ前の油を売っているのじやないかと、そういうようなことで、便乗値上げが明らかじゃないか、まあ、こういうような質問であつたように思いますが、それに対する中曾根大臣の答弁では、今回の値上げが一部便乗値上げ的色彩を有する面もあると考へられる、したがつて、政府としては現在その妥当性について検討を進めているところであり、問題点が明らかになれば引き下げ指導等適切な措置を講ずる方針である、こういうように答弁なさつていらっしゃるのですがね。先ほども大矢さんの質問にちょっと答弁がありましたが、このいまの石油の価格を、この物価値上げに対しまして、国民にも、政府の姿勢を正すという意味におきまして、この答弁のとおりやりになるのかどうか、これを伺いました。

○國務大臣(中曾根康弘君) あのとき矢野書記長は、だしか公取の調査にも言及されておりまして、石油化學製品、中庄ボリュームとか、高压ボリ

プロビレンとか、そういうようなものの便乗値上げについても言及をされました。そこで私は、そういうものについては至急引き下げさせる、そういうことをたしか申し上げたと思います。で、それは大体三〇%ぐらい引き下げをやらせたわけでございます。

それからアルミについても同じようど、さらに最近また下げるように行政指導して下げました。そこで私は、そのほかの石油につきましては凍結ということを全部調べたところによりますと、ある社が言うには、二月十日ころからは一日十三億円ぐらいの赤字になつておるということを言つております。これは、民族系は非常にもちいりますが、民族感情を全部調査したところによると、ある社が言つた。まあ、会社によつて持久力がいろいろ違いますが、民族感情は非常にもちいります。それから中小のほうは、いまの値で凍結されていると、もう代金の支払いもできないという窮状に立つた。まあ、会社によつて持久力がいろいろ違いますが、民族感情は非常にもちいります。それから見まするならば、このように石油会社がもうもうけておるということは事実ですよ。国民感情もあつておるということは事実ですよ。国民感情から見まするならば、このように石油会社がもうけておるのはけしからぬと。これは単なる石油会社だけの決算ではありませんよ。あの石油の便乗値上げのおかげで燃原に火がついたようにいろんな物価があつたと云つて、それがいつまでかね。そのあと始末にあなた、政府も困つてゐるんでしょう。だから、もとはやっぱり通産省のこれ所管ですかね、相当責任を感じなきゃならない。ですから、一月一日から凍結をして、赤字が幾らか出でると、これは当然でありませんか。

それで、私がお伺いしたいのは、先ほども大矢君から質問がありましたが、今度約九ドル五〇ですか、先ほどの九ドル前後という石油の新価格になるわけですが、この凍結をさらに値下げをする意はないのか。さらに、新しい価格体制をいま検討中だと。この凍結の価格はいつまで維持するのか。この辺は私が聞いても御答弁にならぬで、それが国全体がもたなくなるというのは基本であります。やはりある程度油を潤滑に入れておかなければなりません。やはり一度は日本に持つたりして売つてあるところもあるわけですが、そういうわけで、あまりに安い価格に引き下げるべくといふと、今度メジャーのほうは日本に油を持ってこないでヨーロッパへ持つていてしまふ。そうすると、やはり油をある程度だぶつかせておくことが物価を下げる基本でありますから、そういう面もまた考慮が必要がある。

そのジレンマをどうするかというのが、私たちがいま一番毎日頭の中で苦しんでおる問題であります。やはりある程度油を潤滑に入れておかなければなりません。やはり一度は日本に持つたりして売つてあるところもあるわけですが、これが國全体がもたなくなるというのは基本であります。だから、それを捨てるわけにはいかぬと思うであります。だがしかし、石油会社がこの十一月、十二月あるいは一月にかけてもうけた分といふものが吐き出させなければならない。これはもう先生と私は全く同じ感情でございまして、それを技術的にどういうふうにやるかということをいまいろいろ計画的に詰めているというのが実情でございまます。

○中尾辰義君 その辺が私も聞きたいところです、あなたの運転録の答弁を見ますといふと、「二十九部 商工委員会会議録第七号 昭和四十九年二月十四日 [參議院]

十日以降に新しい油が入ってきておりませんからそれを上げさせないために赤字が出ておるわけです。これは赤字を当分綱りさせてよろしい。」とこら大臣は答弁しているんですよ。ですからわれわれとしては、この際は当分——当分というのにつまでなのかその辺もわかりたいわけですが、その場合に備蓄されたのがかなりあったのですが、あれはもう食いつぶしたのか、まだあるのか、どうなんですかね、古い油の備蓄ですよ。

○政府委員(山形栄治君) 備蓄を申し上げますと、十二月末で、これは原油と製品と合わせまして五十三・八日分あつたわけでござります。これが一月末におきましては五十二・四日分、その間一・四日分吐き出したわけでございます。二月の想定でござりますと、これが五十・五日分の保有ということになるわけでござります。

○中尾辰義君 この油は今度の値上がりをする前の古い価格の油なのか、それはどうなんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 十二月末の在庫が古い油になつて出てくるわけであります。それを日本の予算用でやりますと、製品合わせてます五十三日分がその前後ではないかと思います。その中に製品と原油とございますが、原油は半分の三十日前後だらうと思います。そうなりますと、それを一月以降ずっと使って、そして二十日過ぎになると新しい油が入ってきて両方が混在して使われれる。そうすると、十二月に在庫したその古米でですね、お米で言えば、古米がいつまで最後に切れるかという計算をしてみると、これは会社によつていろいろ違いまして、もう切れている会社もあります。もう確實にあると思います、弱小になりますと。しかし、まだ残っているものもあるかもしけませんが、まあ私の勘で申し上げると、二月の末までもつのはないんじやないか、感じとしてそります。もう確実にあると思います、弱小になりますと。しかし、まだ残っているものもあるかもしけませんが、あるいは三月に入つても少しちょぼくがらいまでもつのはないか、もたして。それ以降は完全に新しい油オンリーになる。そういうふうになつて、初めのうちは一対九、それが二対八、

○中尾辰義君 この前、田中総理と財界との懇談会では、三月一ぱいぐらいまでは自肅しようといふような話もあつたようですが、ああいうようなこと、さらにいま生活物資等の政府の行政指導に對しても面子も立てなければならぬといふことはあるんでしょう。一割ないし二割がたこう下がつておるようですが、五割上げて二割下げて、これは三割がた上がつてゐるのですからね。ただしこれはまた三月以降は知りませんよと、こういうような傾向でしょう、物価対策から見れば。ですから凍結解除されて、いつになるか知りませんが、大臣の答弁によつてわかりませんが、それを解除したら一齊にまたほかの物価が値上がりをすることはもう目に見えておるわけですが、それでどういうふうにお考えになつてゐるのか。さらには新しい価格をつくるにいたしましても、石油の価格が九ドル五十五セントか、大体昨年の倍になつたので石油製品が倍になるのか。その点は、あるいはまた東燃みたいに十二月決算、一月決算でかなり相当に黒字を出しているそういうふうなこと、また、国民感情からいろいろと石油会社はもうけ過ぎておるというような声もあります。そういうものも配慮して、それからかなり差し引いて値段をきめるとかいろいろ考へていらっしゃるでしょうが、その辺いかがですか、大臣。

国民も非常に不愉快に見ておると思うし、感情的にも許さぬだらうと私は思ふんです。そういう国民感情を尊重しながらこの問題は処理しなけりやいかぬ。むしろこういうときに石油会社が吐き出して国民に奉仕すると、そういう姿勢を示すような形でこの問題を処理していきたいというのが私の願いあります。

○中尾辰義君　そうしますと、かなり当分は凍結が続く、このように理解してもよろしくござりますか。

○國務大臣（中曾根康弘君）　それは先生と私と同じ願望を持っておりますが、一つ心配しなきやならぬのは、日本の油がメジャーカーから供給されると、メジャーは日本の国内でスタンドを持つておるメジャーもあって、そして一方われわれの得た情報によりますと、ドイツとかフランスとかイタリアが一月一日前後から一月にかけて新しい油をみんな上げておるわけです。日本は凍結しているのを見ても、メジャーは内心非常におこつていると思われます。私のほうにも幾人かの社長からシントンの会議でも、先ほど申し上げましたように、メジャー問題を取り上げてくれと私は大平君にも頼んだところであります。

だがしかし、現実にヨーロッパの国がそういうふうになつて日本とヨーロッパの間に落差が出てきた場合に、日本に持つてくる油をメジャーがヨーロッパへ持つていかれてしまつて、日本の油が減つてくるということは、またこれ経済政策、国民生活を考えると考えなきやならぬ一つの要素でもあるわけです。そういう情勢を勘案しつつ、中尾先生や国民の皆さんが思つておられる感情を

○中尾辰義君 これで終わりますがね。それで、物価対策の面から心配なことは、かりに凍結がいつまで続くか知りませんが、大体いまの大臣答弁の感触によりますと、いつかこれは解かなきやならぬということになるわけですが、その際にまた十二月みたいなおかしな便乗値上げをやられたのじや、これまた困るんですね。せっかく通産省では適正価格・産業連関指数に基づく適正価格というようなものも発表なさっていらっしゃる手前もあるし、あれは別にあらゆる条件が入っておるわけじやございませんけれども、今度はひとつスマーズに、ああいうむちゃなことはないようになります。応は考えてはいらっしゃるでしょうが、最後にその辺のところの決意のほどを大臣にお伺いしまして、終わります。

○國務大臣(中曾根康弘君) 将来そういうような場が起きて、便乗値上げの危険性が出てくるという場合には、今度は事前に十分手を打ちまして、そういうことを起こさせないようにわれわれは責任を持ってやらなければならぬと思っております。公明党の皆さんも全国的な非常に鋭い調査網をお持ちでございますから、われわれに知恵を与えていただきまして、いかにして協力一致してやれるか、いろいろ御鞭撻をお願いしたいと思います。

○中尾辰義君 結局これは素朴に国民の側から考へて、通産省は石油対策に対しまして年末国会で石油二法をつくつただけじゃないかと、何にもしておらぬと、これが感覚ですよ、あなた。先ほど大矢君が言いましたように、すみやかに物価対策に対しては善処するみたいな大臣の所信表明の中にもありましたが、その辺がもともたしていらっしゃるから、待ち切れぬとわれわれがやつただけのことなんですからね。さつきの化粧品の問題でも、通産省がやれはわけないことじゃないですか。もう少しその辺は所管の省でありますから、

国民の期待にひとつこたえるようになつてもらひ

いうのがおもな内容でございます。

○藤井恒男君 最初公取にお伺いしますが、五日の日に出されました石油連盟並びに石油元売り十

の各社別の処理量を決定しているという疑いでござります。

五日、すなわち明日ですね、明日までにこの勧告に對する諸否を通知するよう求められておるわけでござりますので、時間的に見て、もうきょうはこれで終わるわけですから、今までの間、業界並びに元売り十二社と公取との間でこの勧告に対してそれぞれフォローがあつたと思うんです。どういうことになっておるか。このやみ協定破棄勧告並びに現在の業界との接觸の経過を説明して

体による競争の実質的制限という条項でござります。それから、あしたがいわゆる十五日がこの勧告の応諾期限でござりますが、特にこちらと向こうとしままで接触を行なつておりますんで、まだ一體どうするのかわかつておりますん。あしたまでには応否を通知してくるというふうに考えており

○政府委員(吉田文剛君) 三月五日に石油の元売  
り十二社、それから石油連盟に対しまして独禁法  
に違反するということで勧告を行ないました。  
その概要でござりますが、相当内容がござ  
ちやしておりますが、まず、石油元売り十二社に  
対する勧告、これは価格協定で、勧告の内容は、  
これは元売り十二社の昨年の十一月上旬の価格協  
定を破棄せよ、それからもう一つは、石油製品の  
購入量、それから販売価格、こういうものを各社  
二月以降一年間、公正取引委員会に報告せよ、と  
いう内容が主たる内容でござります。

り十二社並びに石油連盟に関する破棄勧告の内容となるものはすべて昨年起きた事件でございまして、しかもこの間、公取と業界等の間では數次にわたって話し合いなども現に行なわれておるわけです。こういった時点に立つて私は大臣にお伺いするわけだけど、この二月五日にいわゆるやみ協定の破棄勧告が公取によってなされる。しかも、そのことがきわめて新聞紙上などで大きな活字で取り上げられる。國民の目から見れば、やつぱりそうだったのかということになるわけです。この間、いろいろまあ揣摩憶測された内容がこの報

一月までに五回ほど、いろいろ話し合いを行なつて、価格を修正したりあるいは実施の時期を修正したりしております。詳しく申し上げますと、いろいろごちやごちやいたしますが、五回ほど話合つて、それで価格の修正あるいは実施時期の修正をやってるということをございます。

ささやかれておったわけなんで、この種の一連の  
昨年からこの二月五日までに至る間、いろんなで  
きことがあったにかかわらず、この種の問題を通  
産省としては事実行為もあつたわけだけれども、  
どのように把握しておつたか、全く通産省として  
はこれは知らなかつたのかどうか。  
私は、通産省の場合、公取よりもやつぱり元充

「引制限」ということでござります。  
それから次は、石油連盟に対する勧告でございま  
すが、勧告の内容は、四十八年の十月上旬の原  
油処理量の決定を破棄しろ、それから石油連盟の  
会員の原油の輸入量、処理量、在庫量、販売量を  
二月以降一年間、会員をして公取に報告せざると

り十二社あるいは石油連盟との間の関係は深いと思うのです。だから油の動き、値の動き、そういうものについても、日常の所管業務としてこの種の問題を手がけておられると私は思うわけなんです。それが全然通産省は国民からしりたたかれておりながらじつとしていて、公取がすばっここの

問題を取り上げるというような形で新聞の目に映

問題を取り上げるというような形で新聞の目に触れるなら、先ほど申ししたように、元売り並びに石連はやっぱりそうだったかと同時に、通産省おまけもかということになるわけで、かねがね通産大臣

問題を取り上げるというような形で新聞の目に触れるなら、先ほど申したように、元売り並びに石油通商はやっぱりそうだったかと同時に、通産省おまけもかといふことになるわけで、かねがね通産大臣は就任以来、本委員会においても、われわれは国民の側に立った通産業務でなければならぬといふことを言っておられるのが裏に出てくるわけですね。こういうような私は見方をするだけどういう観点に立つて私は大臣にお伺いするわけですが、この種の実情というものを存知しておらなかつたのかどうか、この辺のことをお聞きしたいのです。

○國務大臣(中曾根康弘君)　まことに申しわけない次第でございましたが、全く関知しないでおりました。昨年はいろいろO A P E C 側の動きがございまして、値上げも数回行なわれたのでござります。為替変動に伴う値上げとか、あるいはO A P E C の決意に伴う値上げとか数回行なわれまして、そして、そのたびごとに石油の値段がどうなつていくかということは非常にフォローしておつたのでございます。

それから十月に入つて、戦争が起きてから十六日に大幅の値上げがありまして、これがまあ国民経済に非常に大きな影響を及ぼすであろうということでそっちのほうの検討はいろいろやつております。が、まさか業界内部でやみカルテルのよううしたことまでは洞察できなかつたわけでありまして、この点はもし真実であるとすれば申しわけない次第であると思つております。詳細についてはエネルギー庁長官から御報告申し上げます。

○政府委員(山形栄治君)　通産省といたしましての動きにつきまして石油業法に基づく毎月の報告及び指定統計による統計の収集等情報を集めますと同時に、価格等につきましては、特にこれを避重に各社から一船ごとに聽取するようなことを行なつておるわけでございます。これはあくまでわれわれ個々の企業と直結して、個々の企業からおつとつておるわけでございまして、いま大臣からお

に価格について結ぶということは、これは許しがたいことでござります。われわれは全然関知しなかつたわけでございまして、この辺非常に公取当局これが指摘されたということで、われわれのほうの力足らずであったことをおわびせざるを得ないと思うわけでござります。

なお、ちよつと大臣からいまお話をございましたことに触れて補足いたしますと、O A P E C C が世界的に値上げに成功いたしましたのが、古い話ですが四十五年の八月三十一日に値上げ成功を、若千でござりますが成功いたしまして、その後、最近の大きな動きをいたしましては、去年の一月にジユネーブ協定というのが結ばれまして、それから六月に新ジユネーブ協定というのが結ばれまして、これは通貨変動に応じてエスカレート、スライドして価格を改定するという方式が確立したわけございまして、その後毎月小幅ながら原油の価格というのは上がってきたわけでござります。おそらくこの間、非常なる毎月の小幅の値上げに對応した動きを業界が話し合った、もし事実としたしますれば話し合つたのではないかと、こう思うわけでございますが、いずれにいたしましても、通産省がそのことを関知できなかつたという点は認めざるを得ないと思ひます。

に価格について結ぶということは、これは許しがたいことでございます。われわれは全然関知しなかつたわけでございまして、この辺非常に公取当局でこれが指摘されたということで、われのほうの力足らずであったことをおわびせざるを得ないと思うわけでござります。

なお、ちよつと大臣からいまお話をございましたことに触れて補足いたしますと、O A P E C が世界的に値上げに成功いたしましたのが、古い話ですが四十五年の八月三十一日に値上げ成功を、若千でございますが成功いたしまして、その後、最近の大きな動きといたしましては、去年の一月にジユネーブ協定というのが結ばれまして、それから六月に新ジユネーブ協定というのが結ばれまして、これは通貨変動に応じてエスカレート、スピードして価格を改定するという方式が確立したわけでございまして、その後毎月小幅ながら原油の価格といらうのは上がってきたわけでございます。

おそらくこの間、非常なる毎月の小幅の値上げに對応した動きを業界が話し合った、もし事実といひでして価格を改定するという方式が確立したまではないかと、こう思ふわけでございますが、いずれにいたしましても、通産省がそのことを閲知できなかつたという点は認めざるを得ないと思ひます。

○藤井恒男君 公取りは申すまでもないことですが、有効な競争関係を維持していくためには設置されているものでございますが、そのことが、結局は国民の福祉につながるものでなければならぬ。通産省の業務もまたしかし、有効な競争の中から健全なる産業の発展を願う、そのことが国民の福祉につながるんだと、そう考へると、究極においては同じ目的に沿つて行動を起こしておるわけなんです。

私は、素朴なこれは質問をする何んだけれど、実は田中さんが通産大臣のころ、たまたま織維がたいへんな不況におちつて、しかもアメリカからの織維交渉ということでピンチに立っているときに、国際競争力をつけて大いに輸出ドライブを

かけなきやいけないと、まあアメリカがそうであれば欧洲に進出して市場を広げなければいけないということで、一方で行政指導するわけですね。非常に力を入れて行政指導をする。それに基づいて欧洲に販路を開く、公取がうしろからきてそれはカルテルだということでストップをかける。何かちぐはぐじゃないか、一体どうなつておるんだといふことを私は田中さんに質問したことあるんです。田中さんは、全く同じ国の機関でありますから、片方で奨励して、片方で取り締まるというような結果になつておる、機構のあり方そのもののを一べん検討してみなければいかぬということを、当時はお答えになつておりました。いまはさまたが変わって、どつつかといふべき大きな業界に対して目を光らすという方向へ立場は変わつておるもの、私は通産省と公取という二つの関係が何をちぐはぐぢやないだらうか。

たとえば国民は、このようない便乗値上げあるいは適正な在庫の放出ということを阻害しておるがゆえに苦しんでおる、そのことを早く除去してくれと願つておるわけなんで、公取りがそれを取り上げて手柄にするということを何も望んでおるわけじやないのですね。だから公取自身も、そういつた過去に五回も業界との間に疑いを持つて接触を保つて、そのときどきにある程度のサセスチョンをして、適正な措置をとるようものを進めてきておると、いう経過があるわけですから、それを全然通産省が知らずに、全くほんと破棄勧告が出るまで何もわかりませんと、すみませんでしたということではたしていいものであるかどうか、大臣、この辺どうお考えですか。

○國務大臣（中曾根康弘君） 公取は、やはり半独立の機関として公正に仕事をされるという意味において、各省からある意味においては隔絶して、独立に自由に権限行使する姿というものが理想的には望ましいと私は思います。また、そういう立場を尊重したほうがいいと思います。これは長い目で見て日本経済全般を健全に成長させるためには望ましいと私は思います。また、そういう

そこで、公取に私お伺いしますが、先ほどの公取委員長の所信表明の中にも出ておることでけど、現在のこの独禁法といふのが二十八年の改以来二十年を経過しておる。で、直正に申し上げて、これが現在もうある意味において無力化しておる。そのために、今日見られるようく大企業の反社会的行為が横行しておるとも言えるわけなんです。そういった意味で独禁法制定のある意味での原点に立ち返って、経済力の乱用と経済力の不當行政を徹底的に排除するといふことが、公正な経済秩序の維持と一般消費者の保護と、中小企業者の地位を確保するために必要であるというふうに私は思うんです。

そういった意味で、現在どつちかといえど無力化しているところの独禁法について、私の諮詢機関として独占禁止法研究会といふのが設けられておるようですが、この中の一つのテーマの中にも、価格協定に対する価格引き下げ命令という一項があるわけですね。私も公取委員長か、この価格協定に対する価格引き下げ命令なども、公取自体が保持しなければ実際的な効力がない、ということをおっしゃったような印象があるのです。まあ、実際に公取が価格引き下げ命令というものを手持ち得るとすれば、これはその価格決定権といふものが逆に公取側にあるということになつて、非常に問題が複雑になるらうというふうに思ふんですね。けど、むしろ現状の公取の勧告といふものを生かす意味からすれば、引き下げ命令とまで言わなくとも、引き戻しですね、価格引き戻しに対する命令権並びにそれに対する罰則といふぐらいのものは、公取が持つべきじきなかろうかといふうに私は思うのです。そういう点について私の諮詢機関の話し合いの内容、経過、あるいは公取自身が持つておられる考え方といふものを直正に聞かしていただきたいというふうに思います。

○政府委員(吉田文剛君) 確かに先生のおっしゃいますとおり、現在の独禁法といふものは、制定

済情勢も当時とはだいぶ変わってきております。しかも、独禁法の規定自体にやはり限界があるんじやなからうか、いわゆる排除措置等の有効性等につきまして限界があるんじやなからうかといふことで、公取内部でも検討はいたしておりますが、昨年の十二月に独占禁法研究会、「これは経済学者とかあるいは法律学者等がそのメンバーでございますが、これは公取の私的諮問機関というようなことで、四回ぐらい会議を開いてやつておるわけでございまます。

その中には、価格引き下げ命令をやるには、一體改正を必要とするとすればどういうところを改正すべきであるか、あるいはまたさらにも管理価格の問題等につきまして、一體管理価格規制というのは現行法ではなかなかできがたいものでござりますから、値上げをするとき、いわゆる管理価格が引き上げられるときの各社の経理内容を公開をさせたらどうかとか、あるいはさらには旧第八条の復活、会社の分割規定等といふようなものをまた復活させるのがいかがどうかというような種々の独禁法上の、独禁法を有効適切に行なうためにいま陥路になつてゐる現行の規定をどういふように改正するべきか、はたしてそれを改正する必要があるかと、いろいろな点で現在検討いたしてあるところでございますが、まだ具体的にどういふうな、中間的にしましても結論が出たと個々の問題について申し上げる段階には至つております。

引き下げる命令を出すといいましても、排除措置として出すのでござりますと、これは協定前の価格に引き戻せというようなのが大体考えられる線ではなかろうか。決して公取が価格統制を行なうというような意味合いでなくして、協定する前の価格にとにかく一応戻せと。

ただし、技術的にいろいろむずかしい問題がございまして、それではその引き戻しの期間をどれくらいにしたらしいのか。一日だけ引き戻して次の日から価格を引き上げられたんではこれはあまり効果がない。あるいは三ヶ月据え置けりました場合に、三年前の価格に引き戻せといふことがはたして妥当であるのかどうかというようなことで、その間一般的に価格が非常に上がつてしまひました場合で、三年前の価格に引き戻せといふいうふうな点を踏まえまして、独占禁止法研究会で現在鋭意検討しておりますところでございます。大体、一応本年の秋ごろまでには何とか結論を出したいといふうに考えておりますので、その検討の結果を待ちまして、公取としてもこれに対処してまいりたいといふうに考えております。

○藤井恒男君 まあ、十一月ごろと言わずに、それはもう少し、私的諮問機関であろうとも急いで万全の体制を整えていかなければ、いま事務局長おつしやつたように、いまの状態では間尺に合わないようになっておることはおたく自身が認めておられることですから、そういう状況の中で公取の機能強化といったってこれはナンセンスですから、ぜひひとつ早くその辺の結論を出して体制を整備していただきたいと思います。

それからその次に、大臣にお伺いしますが、大臣も率直に衆議院の予算委員会などで、油について見通しが狂つたというふうにおっしゃっておられました。まあ、できたことは私しようがないと思うだけれど、先々のこともあるわけで、一体何が一番原因だったかということですね。非常に

これはむずかしい問題だと私は思います。備蓄と庫に入つておるような状況とは違うわけですから、非常にむずかしいことは私わかりますけれども、見通しがこうも狂つたというこの原因は何ですかでありますか、今後そういうことが想定されるかどうかですね、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 自分で静かに考えてみまして、一つはアラブの生産制限、カットといふものが日本の場合は初めは二五%，そして毎月五%ずつ加えていくと、そういうことで非常に色々き立つたわけであります。ところが、実際入ってきた量をみると、これはある資料で私が読んだところでは、確実な資料であるとは断定できませんけれども、アラブからのものは一七%ぐらいで終わつていたんではないか、十二月まで大体平均してみまして。われわれは初めは一六%程度ということを基準にして緊急対策をつくりましたし、その後十二月に入ってからは二七%強のカットと見て諸般の対策をやつたなんぞりますけれども、アラブからのものがどうももう少し様子を見ようといふので、実は一月一日から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまして、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あのころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、国民党がその気分になつているのに通産がでれでれするとは何だと、ずいぶん言われました。せっかく見ましても、それでもやはりわれわれは数量を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばしかつたわけです。そして一月十六日から当初二〇%と考へておつたのを一五%カットにしたわけです。それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十二月及び一月にかけていま申し上げたようなことが結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

ニューヨーク、ワシントンで国務省のいわゆるエネルギー庁それからメジャーに会つていろいろ懇談する機会を持つたわけです。そのときむしろそれが第二であります。

それから第三は、インドネシアがかなり増産し日本の方の人たちよりもわが国の在外公館の方たちが、もっと早くなぜ直接メジャーズとこれがふえたということ。それから第四は、十二月

月末から一月にかけて油はかなり入つてくる。初めは一六%ないし二〇%カットと想定して諸般の緊急対策をつくり、規制をやつたわけでございま

すから、そのラインで来ればかなり油が窮屈にな

るはずであったのです。しかし、われわれ

十二月の二十日過ぎに見まして、各船ごとの入港を

集計してみまして、頭をかしげて、ちょっと油の

入荷が多いぞ、これはどういうわけだろうか、

もう少し様子を見ようといふので、実は一月一日

から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで

待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまし

て、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっ

ぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あの

ころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、國民がその気分になつているのに

通産がでれでれするとは何だと、ずいぶん言われましたけれども、それでもやはりわれわれは数量

を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばし

たわけです。そして一月十六日から当初二〇%と

考へておつたのを一五%カットにしたわけです。

それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十

月及び一月にかけていま申し上げたようなこと

が結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

ニューヨーク、ワシントンで国務省のいわゆるエ

ネルギー庁それからメジャーに会つていろいろ懇

談する機会を持つたわけです。そのときむしろそ

れが第二であります。

それから第三は、インドネシアがかなり増産し

てくれまして、インドネシアからの量が非常にこ

れはふえたということ。それから第四は、十二月

月末から一月にかけて油はかなり入つてくる。初

めは一六%ないし二〇%カットと想定して諸般の

緊急対策をつくり、規制をやつたわけでございま

すから、そのラインで来ればかなり油が窮屈にな

るはずであったのです。しかし、われわれ

十二月の二十日過ぎに見まして、各船ごとの入港を

集計してみまして、頭をかしげて、ちょっと油の

入荷が多いぞ、これはどういうわけだろうか、

もう少し様子を見ようといふので、実は一月一日

から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで

待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまし

て、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっ

ぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あの

ころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、國民がその気分になつているのに

通産がでれでれするとは何だと、ずいぶん言われ

ましたけれども、それでもやはりわれわれは数量

を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばし

たわけです。そして一月十六日から当初二〇%と

考へておつたのを一五%カットにしたわけです。

それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十

月及び一月にかけていま申し上げたようなこと

が結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

ニューヨーク、ワシントンで国務省のいわゆるエ

ネルギー庁それからメジャーに会つていろいろ懇

談する機会を持つたわけです。そのときむしろそ

れが第二であります。

それから第三は、インドネシアがかなり増産し

てくれまして、インドネシアからの量が非常にこ

れはふえたということ。それから第四は、十二月

月末から一月にかけて油はかなり入つてくる。初

めは一六%ないし二〇%カットと想定して諸般の

緊急対策をつくり、規制をやつたわけでございま

すから、そのラインで来ればかなり油が窮屈にな

るはずであったのです。しかし、われわれ

十二月の二十日過ぎに見まして、各船ごとの入港を

集計してみまして、頭をかしげて、ちょっと油の

入荷が多いぞ、これはどういうわけだろうか、

もう少し様子を見ようといふので、実は一月一日

から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで

待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまし

て、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっ

ぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あの

ころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、國民がその気分になつているのに

通産がでれでれするとは何だと、ずいぶん言われ

ましたけれども、それでもやはりわれわれは数量

を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばし

たわけです。そして一月十六日から当初二〇%と

考へておつたのを一五%カットにしたわけです。

それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十

月及び一月にかけていま申し上げたようなこと

が結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

ニューヨーク、ワシントンで国務省のいわゆるエ

ネルギー庁それからメジャーに会つていろいろ懇

談する機会を持つたわけです。そのときむしろそ

れが第二であります。

それから第三は、インドネシアがかなり増産し

てくれまして、インドネシアからの量が非常にこ

れはふえたということ。それから第四は、十二月

月末から一月にかけて油はかなり入つてくる。初

めは一六%ないし二〇%カットと想定して諸般の

緊急対策をつくり、規制をやつたわけでございま

すから、そのラインで来ればかなり油が窮屈にな

るはずであったのです。しかし、われわれ

十二月の二十日過ぎに見まして、各船ごとの入港を

集計してみまして、頭をかしげて、ちょっと油の

入荷が多いぞ、これはどういうわけだろうか、

もう少し様子を見ようといふので、実は一月一日

から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで

待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまし

て、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっ

ぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あの

ころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、國民がその気分になつているのに

通産がでれでれするとは何だと、ずいぶんと言われ

ましたけれども、それでもやはりわれわれは数量

を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばし

たわけです。そして一月十六日から当初二〇%と

考へておつたのを一五%カットにしたわけです。

それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十

月及び一月にかけていま申し上げたようなこと

が結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

ニューヨーク、ワシントンで国務省のいわゆるエ

ネルギー庁それからメジャーに会つていろいろ懇

談する機会を持つたわけです。そのときむしろそ

れが第二であります。

それから第三は、インドネシアがかなり増産し

てくれまして、インドネシアからの量が非常にこ

れはふえたということ。それから第四は、十二月

月末から一月にかけて油はかなり入つてくる。初

めは一六%ないし二〇%カットと想定して諸般の

緊急対策をつくり、規制をやつたわけでございま

すから、そのラインで来ればかなり油が窮屈にな

るはずであったのです。しかし、われわれ

十二月の二十日過ぎに見まして、各船ごとの入港を

集計してみまして、頭をかしげて、ちょっと油の

入荷が多いぞ、これはどういうわけだろうか、

もう少し様子を見ようといふので、実は一月一日

から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで

待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまし

て、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっ

ぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あの

ころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、國民がその気分になつているのに

通産がでれでれするとは何だと、ずいぶんと言われ

ましたけれども、それでもやはりわれわれは数量

を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばし

たわけです。そして一月十六日から当初二〇%と

考へておつたのを一五%カットにしたわけです。

それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十

月及び一月にかけていま申し上げたようなこと

が結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

ニューヨーク、ワシントンで国務省のいわゆるエ

ネルギー庁それからメジャーに会つていろいろ懇

談する機会を持つたわけです。そのときむしろそ

れが第二であります。

それから第三は、インドネシアがかなり増産し

てくれまして、インドネシアからの量が非常にこ

れはふえたということ。それから第四は、十二月

月末から一月にかけて油はかなり入つてくる。初

めは一六%ないし二〇%カットと想定して諸般の

緊急対策をつくり、規制をやつたわけでございま

すから、そのラインで来ればかなり油が窮屈にな

るはずであったのです。しかし、われわれ

十二月の二十日過ぎに見まして、各船ごとの入港を

集計してみまして、頭をかしげて、ちょっと油の

入荷が多いぞ、これはどういうわけだろうか、

もう少し様子を見ようといふので、実は一月一日

から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで

待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまし

て、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっ

ぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あの

ころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、國民がその気分になつているのに

通産がでれでれするとは何だと、ずいぶんと言われ

ましたけれども、それでもやはりわれわれは数量

を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばし

たわけです。そして一月十六日から当初二〇%と

考へておつたのを一五%カットにしたわけです。

それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十

月及び一月にかけていま申し上げたようなこと

が結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

ニューヨーク、ワシントンで国務省のいわゆるエ

ネルギー庁それからメジャーに会つていろいろ懇

談する機会を持つたわけです。そのときむしろそ

れが第二であります。

それから第三は、インドネシアがかなり増産し

てくれまして、インドネシアからの量が非常にこ

れはふえたということ。それから第四は、十二月

月末から一月にかけて油はかなり入つてくる。初

めは一六%ないし二〇%カットと想定して諸般の

緊急対策をつくり、規制をやつたわけでございま

すから、そのラインで来ればかなり油が窮屈にな

るはずであったのです。しかし、われわれ

十二月の二十日過ぎに見まして、各船ごとの入港を

集計してみまして、頭をかしげて、ちょっと油の

入荷が多いぞ、これはどういうわけだろうか、

もう少し様子を見ようといふので、実は一月一日

から二〇%カットやるといふのをぎりぎりまで

待つて、官報に原稿投げ入れる時間まで待ちまし

て、そして一月に持ち越して、一月の休みはやっ

ぱりゆつたりしてもらつたほうがいいと――あの

ころずいぶんわれわれがどうも法律もつくり、國民がその気分になつているのに

通産がでれでれするとは何だと、ずいぶんと言われ

ましたけれども、それでもやはりわれわれは数量

を見ましても、そういう非難を受けながらも延ばし

たわけです。そして一月十六日から当初二〇%と

考へておつたのを一五%カットにしたわけです。

それで一月の入荷等も見てみると、やっぱり十

月及び一月にかけていま申し上げたようなこと

が結論として浮かんできたこと、こういうことでござります。

○藤井恒男君 私も昨年の十二月の中ごろ、

</

石油と電力の一五%の供給削減、こうい  
に照らして一〇%くらいにゆるめ、産業安  
定してきた現状であると。また、三月を生  
じてはどうかという質問に対し、大臣の  
お答えは、期待以上の原油の輸入もあつた、そと  
から、国際会議の動向などを見て慎重に  
たいと前向きの答弁があつたわけです。昨  
シントンの石油消費国会議というものが  
わっておるような状況でありますし、そと  
にちもかなりたつておるわけです。そうい  
況に照らして、前回大臣がおっしゃったこ  
までの時点とどういうふうにお考えになつ  
か、もう少し具体的な御答弁も得られるこ  
いかと思うのですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 玉置委員の御  
非常に適切な御質問であったよう在我も感  
じた。それで、そのとき申し上げましたのは  
シントンの会議と、その後十四日から開かよ  
PECCの外相会議、OAPECの首脳部による  
国際会議の動向を見てと、そういうことをお  
げたつもりであります。それでワシントン  
は終わりましたが、このワシントンの会議  
のアラブ側の反応はどういうふうに出てく  
るアラブ側の反応はどういうふうに出てく  
これをやつぱり見る必要があると思ってお  
す。このアラブ側の反応の行く末がある和  
わめた上で、石油需給適正化法に基づく対  
おはかりすべきものであると、さようにな  
方向としては玉置委員にお答え申し上げた  
二さんが言つておられたのは、原油価格の  
処置していきたいといまは思つております  
。○藤井恒男君 ヤマニ石油相がお見えにな  
き、大臣、お会いになりましたね。あそこ  
きの感触とその後の産油国の動きなどに  
説明いただきたいと思います。

る必要を認めて、各国にそういう行動に出たい希望を持つておられると、そういうことで、それは近いうちに行なわれる可能性がある、というような示唆に富んだ話をされました。私の得たい今までの情報では、キンダ・ファイサルはそういう行動をおとりになつて油の値を下げる方向に努力されていると私は考えております。しかし、そのときもヤマニ大臣は、石油の価格の問題は一国だけできめられる問題でないの、関係各国と協議した上で共同でこれはきめられるべきであるから、自分たちの言つていることが必ずしもコミットにはならない、そのとおりになるとはわかりません、そういうことも付言しておつたのであります。

○藤井恒男君　まだいまの情況では確定することはわからぬといふことのようですから、これはもうやめまして、次に私、鉄鋼の市中価格とメーカーの出し値の関係について少しお伺いしたいんです。

私の調べた範囲では、非常に状態がおかしく感じます。率直に申し上げまして、小形棒鋼、それから中形の形鋼、それから厚板ですか、この品種によってそれぞれ違うわけですが、出し値と小売業者との相関、そしてまたメーカーが得ている利益というものが何に原因しておるのか。私がいままで把握しておる範囲では、通産省としてはこのメーカーが得た利益というものは、どちらかと云えは数量効果によるものであるというふうなニーズアンスを持っておられるんじゃないかと思います。そういう点について、最初に通産省としてはどう考えておるかをお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(飯塚史郎君)　鉄鋼の中で、いま先生御指摘の三品目、つまり小形棒鋼、中形形鋼、厚板、これがいわゆる市況品種といわれているものでございます。時によりまして非常に価格の乱高変下が行なわれる品種でございますが、これにつきましてメーカーの出し値並びにメーカーの利益がどういうところにあるかという御質問でござりますけれども、小形棒鋼につきましては、最近のメー

カーネの出し値が七万五千円程度ではないかと考えます。昨年の夏以降、非常に建設関係の需要が高騰いたしまして、そのために小形棒鋼につきましてもいわばフル生産のような状態でございます。それが大体今まで続いておるわけでございますが、御指摘のように、確かにメーカーの利益はやはり操業度が非常に高くなつたということに基づくものではないかと思います。

小形棒鋼につきましては、御承知のように、主原料がスクランプでございますが、スクランプの価格の高下によりまして、高低によりましてメーカーの利益というのもだいぶ変わつてくるわけでございますが、スクランプは実は昨年の七月にアメリカからの輸入制限を発表いたしまして、急速に上がつたわけでございますが、それが十一月ころには石油危機による減産というものが心配されましても落ちていないということを理由といたしまして、また本年に入りましてからスクランプの価格が非常に高くなつてゐるわけでございます。牛ほど申しました小棒のメーカーの七万五千円は、メーカー出し値としては従来から据え置きでございますけれども、反面原材料価格の高騰というふうなことでそれほど大きな利益というものを享受しているとは思われない状態でございます。

全くこれはリンクした形で推移しておる。二枚目の中形についても同じようになつておるわけです。しかも昨年のピークが同じ時期です。

三枚目になると、いまおっしゃるように厚板についてはピークしておることは同じだけれども、出し値というものはほど変わらない、これをどういふうに判断したらいいかですね。この表で見ると、むしろこれはどちらが誘導したかわかりません限りにおいてはきわめておかしな現象になるんじゃないでしょうか。それは二つ見たら小形棒鋼と中形鋼は同じような傾向を示している。そして、むしろこれはどちらが誘導したかわかりませんが、出し値が市中価格を誘導したのか、あるいは市中価格がメーカー出し値を引き上げていつておるのか、これはわかりません。しかし、厚板とは非常な違いを示しておりますね。出し値というものがほとんど横ばいである。しかし、市中価格それ自体はピークのカーブは全く同じだと、しかもその開きというものはこんなにあいてる。そうすると、厚板についてはメーカーじゃなくて、流通段階がかなりの利益をあげておるんだろうかということにもなるわけです。この間の相関を少し説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(飯塚史郎君) 小形棒鋼とそれから中形鋼のほうは、主として平電炉メーカーが生産を行なつておるわけでござります。平電炉メーカーは、先ほど申しましたようにスクランプ価格の高低によりまして、実際のコストは変わつくるわけでござりますけれども、メーカーの出し値そのものは実は昨年の十一月ぐらいから今日までの間それほど変わってないわけでござります。実は私は、いま御指示になりました資料について詳細を検討する時間ないわけでござりますけれども、問題は、むしろ末端の需要家渡しの価格の乱高下があるところに問題があるのでないかと思うわけでございます。昨年の十一月の初めぐらいまでは非常に落ちつきを取り戻してきたわけですがありますけれども、十一月に入りました、石油危機を契機といたしまして、いわば建設関係を中心とした仮需要というものが出来まして、これが市況

品種であります、特に小棒と中形形鋼につきまして価格を、末端価格を引き上げたわけでござります。でありますから、メーカーの出し値よりもむしろ流通段階におきます手取りといいますか、そういうものがふくれあがつたことが乱高下を来たした原因だと思っております。しかしながら、ことしの初めから二月の今日までの間、總需要の抑制等の措置が、それから金融引き締め等の影響も出てまいりまして、同時に、通産省といたしましても、この流通段階におきます暴利を極力排除するということで指導をいたしておつたわけであります。それらの効果があらわれまして、十二月の初めから一月の初めまで小棒の末端価格十万円であつたものが、今日は二月の上旬では七万七千円と急速に下がつておる状態でござります。

○藤井恒男君 厚板はどうですか。

○政府委員(飯塚史郎君) 厚板につきましては、

二月の上旬価格は七万四、五千円に下がつておる

と思います。これもやはり十一月から一月の初め

までは十万円程度だったものでござります。

○藤井恒男君 それはいまの時点に立ち至れば行

政指導の結果といふにおっしゃるし、仮需要が

終息したということになるわけだけど、わずか一カ

月ぐらいの間に小形にても二万円ぐらいい落ち込

んでおる、市況がですね。それから一番ひどい中

形鋼のごときは、実にどうですか、四万円ぐら

い落ちどるんじゃないですか。ということは逆に

言えば、昨年のピーク時にはいわゆる四万円上げ

ておつたということになるわけですね。全部言え

るわけです。厚板にしてもしかり、三万円ぐら

いの落差がある。そうなると、ピーク時のこの価格

といふものは、単にこの乱高下といふものが末端

から引き出されたものといふふうに言つていい

ものかどうか、それだけで終わらせられるもので

あるか、このひどい状態はですよ。この間の利

幅といふものは一体どうするのか。それがいわゆ

る仮需要、要するに買いだめ、売り惜しみが因果

關係を結んだものじやないでしようかと。グラフ

にしてみたらこれはびっくりするわけですね。

い

にしてみたらこれはびっくりするわけですね。

昨年十二月十九日のこの参議院商工委員会の石

油需給適正化法案審議の際に、中曾根大臣が定員

の増強、融通、それからあらゆる措置を講じて期

間にこたえると、こういうふうに答弁していらっしゃいます。あれからしまでの間に、この法律

を動かすために、体制上の問題でどのよだな対

策をおとりになつたかということをまず伺つてお

きたいと思うんです。この質問は、私がの中で、

たくさん仕事がいっぱいあつたと、で、今日の

状態でそういう体制がとれておるのかといふ質問

に対しまして、通産大臣がこういうふうにお答え

になつていらつちやるわけです。まずそこからひ

とつ……。

○國務大臣(中曾根康弘君) 石油需給適正化法を

実施するにつきまして、当時はてんてこ舞いでございました。その上に不祥事件等がありまして、

非常に職員は困苦の中についたわけであります。

そこで推進本部をつくりまして、そうして他の課、

他の部から増員を応援として割り当てまして、た

しか三十名近の、二十八名の事務官等を本部に入

れましておのおの補佐をさせて、ほかの部局から

人間を引き抜いたわけでござります。それから今

回の四十九年度予算につきましては定員の増をお

願いたしましたが、これにつきましても若干の定

員増を認められまして、それそれ予算が通りまし

たから配置したいと思つておるわけです。

詳細につきましては係から御説明申し上げま

す。

○政府委員(山形栄治君) いま大臣の答弁で大綱

はそのとおりでござりますけれども、たしか、

ちょっと記憶が不確かでござりますけれども、十

二月の十七日に通産内部に石油対策本部をつくつ

ていただきまして、省内各部局から、二十八名だつ

たと思ひます。その対策本部に出向していただ

いたわけでござります。そこで体制を整えて準備

を進めたわけでござりますが、予算定員といたし

ましては、ちょっと手元に数字はございませんが、

これも四十九年度で恒常的な平年度全部の者が八

名、それから四月から十二月までの者が二十八名、

い

計三十六名の予算定員を認めていたいたわけでござります。これは四月以降でござりますが、そ

れまでは対策本部を中心に進めてまいり、こうい

うことでござります。

○須藤五郎君 その定員増三十何名というのは定

員法を改正した……。

○須藤五郎君 現在の総定員法の中でそういうふ

うな処置をしようというわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) そうです。

○須藤五郎君 そうすると、あるところからそこ

へを持っていくためには、あるところの分を減

らして持つてくるということなんじやないでしょ

うか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 五%削減があります

から、その余裕が出ているわけです、たしか。

○政府委員(山形栄治君) これは全般的に予算措

置としまして、新規要員として認められたわ

けでござりますが、別途定員削減といふのはこ

れは全官庁で進んでいるわけでございまして、先

生のおっしゃいますように、どこかの部局をつぶ

してそれをストレートにこつちに持つてくるとい

うのではございませんで、全体の総定員法の中の

片方やすやすと片方減らすやつとこういうこと

の運用の一環だと思います。

○須藤五郎君 通産省で専任の調査官を増強した

といふうには聞いておるんですが、それは何で

抽出してそれを専任に充てたということでありま

す。

○須藤五郎君 この省内での融通、各省間の融通

では、これまでの一般行政事務が他の人々にしわ

寄せられるということになりかねないと思うんで

すね。結果的には全体としてうまくいかなくなる

んじやないか、こういうふうに私は心配するわけ

ですね。現に通産省内部では病人もたくさん出でるということを聞いておるんでございますが、その点はどうでございましょうか。あるパートで何だか神經衰弱者がたくさん出でているとか、そういうことを私たちは聞いておるんですが、どうでございましょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君)

十二月のあつ一番戦

場にあるようなときにおきましては非常に夜も寝ないでみんなやつてもらいまして、十二月の二十日前後に、ともかく組合のほうからこのままでいたらみんなぶつ倒れて死んじまうと、そういうことで、エネルギー庁長官が約六十名ばかり身体検査でチェックしようというのでチェックしましたら、使えるのは十九名しかなかったと、あとの者は神經衰弱とかからだが弱くなつて使うにたえないと、そういう診断がお医者さんから出たのが二十日前後にございました。そこでこれは至急早く各部局から抽出して配置しなけりやならぬというので急いでやつたというのが現状でございまして、通産省は石油やその他をかかえまして、実際あのころは戦場のような忙しさであつて、いままそういうふうなあなたかいことばをいただくことはたいへん感激であります。

○須藤五郎君 私たちはもう少し進んだ意見を持っています。

○須藤五郎君 私たちは非常に苦労し

て、いろいろなあちらからこちらからこうあんぱいをして、現状を糊塗していらっしゃるような感じがするんですが、もう少し私は人数をふやした

らどうかという考え方なんですね。そういう無理の起こらないように、通産省は非常に忙しいといふことも聞いておりますししますから。ところが、

人員がやせない大きな原因は総定員法によつてワクをはめられておると、こういために、人員をふやさなければならぬような事情に遭遇しても要するに簡単にふやせない。そこでそういうふうな無理をしていらっしゃるようには私は見受けられるわけなんですね。そこで通産大臣は、ひとつ定員法を変えて職員の実際のその増加というふうなことを考えていったほうがよいと思つんですが、そ

うふうな職員の純増をしないと事態は一向に私思つておるんです。そこで、責任を持つこれを何だか私たちは聞いておるんですが、どうでございましょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君)

と思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) やつぱり総定員法は動かさないほうがいいと思ひます。国民の皆さん御希望は、やはり官庁にはまだ遊んでいる人間がいる、朝行つて、足を出して新聞読んで、お茶を飲んで、それから始まる、民間会社とは非常に違うと、そういう批判もまだ一部には残つておるようありますし、忙しいところは非常に忙しいけれども、忙しくないところは忙しくない。だから全体をかきませて同じ均度になるような、同じ忙しさになるようなやりくりをすることがやはりわれわれとしてのつとめで、できるだけ国民の税金を多く使わないようによつて行政当局としてのわれわれであると思ひますから、内部のやりくりができるだけのことをするのがいいのではないかと思います。

○須藤五郎君 大臣、実際にそういう状態がある

んですけど。大臣の口からそういう足を投げ出していく

遊んでいるのがあるとか、いろんなことを聞くと、私はおやつと思うんですが、大臣の口からそういうことを聞くのは私は何だか意外な感じがするん

ですがね、実際にそういう状態なんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) そういうわざりとりしてもしようがあまりせんが、実際に忙しい思いをして働く職員たちのことも大臣としてはやはり考慮していつてもいい。職員に仕事の過剰がずっとしわ寄せをされ病人が出るというような状態は好ましい状態ではないと私は思いますので、あえてその問題をきょう勇頭に申し上げたわけでござります。

それから次は、石油業界の独禁法違反の問題につきまして、公取の方に少し質問をしたいと思う

んです。

○須藤五郎君 そういうわざりとりしてもしようがあまりせんが、実際に忙しい思いをして働く職員たちのことも大臣としてはやはり考慮していつてもいい。職員に仕事の過剰がずっとしわ寄せをされ病人が出るというような状態は好ましい状態ではないと私は思いますので、あえてその問題をきょう勇頭に申し上げたわけでござります。

それから次は、石油業界の独禁法違反の問題につきまして、公取の方に少し質問をしたいと思う

んです。

○須藤五郎君 そういう考え方でいくと、や

がございます。石油連盟につきましては、これは解決しないんじゃないかと、こういうふうに思つておるんです。そこで、責任を持つこれを思つておるんですね。そして私たちが心配は何だか神經衰弱者がたくさん出でているとか、そういうことを私たちは聞いておるんですが、どうでございましょうか。

○須藤五郎君 そういふうなふうに思つておるんですが、そ

むを得ない。そういう事実はないんだと、見てくださいというような、そういう態度で私はいつてもらいたいと思うんですね。そして私たちが心配するように、今日の状態では相当オーバーワークになつておるということを聞くものですから、私は。それで、それならばひとつ総定員法を改正し

ても、実際に必要だというこになれば、私たちも賛成をするんですから、だからそういうふうに大臣は考えていこうとしないのかどうかと、今日だけつこうですといふ大臣のお答えなんか、そこを私は聞いておきたいと、こういうことなんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはりチープガバ

メントといいますか、なるだけ税金を使わない政府といふものが国民に喜ばれる政府でありますから、総定員法は変えないで、その内部でいろいろやりくりを操作してやるのが適当であると思ひます。

○須藤五郎君 そういうやりとりしてもしようがあまりせんが、実際に忙しい思いをして働く職員たちのことも大臣としてはやはり考慮していつてもいい。職員に仕事の過剰がずっとしわ寄せをされ病人が出るというような状態は好ましい状態ではないと私は思いますので、あえてその問題をきょう勇頭に申し上げたわけでござります。

一般的に申し上げまして、石油関連のたとえば中低圧ボリュームとか、そういう石油製品業界におきましても、過去において五回とか六回とか審決があつたにもかかわらず、違反を繰り返しているというような例もございます。

○須藤五郎君 そういうやりとりしてもしようがあまりせんが、実際に忙しい思いをして働く職員たちのことも大臣としてはやはり考慮していつてもいい。職員に仕事の過剰がずっとしわ寄せをされ病人が出るというような状態は好ましい状態ではないと私は思いますので、あえてその問題をきょう勇頭に申し上げたわけでござります。

それから次は、石油業界の独禁法違反の問題につきまして、公取の方に少し質問をしたいと思う

んです。

○須藤五郎君 そういう考え方でいくと、や

がございます。石油連盟につきましては、これは

禁法三十八条で、具体的な事件についての意見、あるいは事実の有無については申し上げられない

というような規定もございますので、この具体的な問題については、勧告をするとかしないとか申

し上げることはお許しをいただきたいと思ひま

す。

○須藤五郎君 一般的に申し上げまして、石油関連のたとえば

中低圧ボリュームとか、そういう石油製品業界におきましても、過去において五回とか六回とか

審決があつたにもかかわらず、違反を繰り返して

いるというような例もございます。非常にけしからぬというふうに思つておりますが、ただ、事前に告発するとかしないとかいうことを申し上げますと、これはその後の審査活動に非常に支障が生じる。過去においてもそういう例がございました。

これは委員長も申し上げたことでござりますが、予算委員会で。

一応は、最近だと申しますのは昨年でございま

すが、一連の石油関係等の事件において、これはいわゆる厳重な注意文書といふものを会社に対し渡しまして、再びその違反を繰り返しておるけ

れども、今度もやると、もっと強い措置をとりま

すという注意文書を渡したわけでござります。

ところがその後、これは——失礼いたしました。一

昨年、四十七年でございますが、その後の状況を見つめ明瞭にされていると私たちも思ひます

がございます。石油連盟につきましては、これは現在、昨年来でござりますか、やはり同じような価格協定で審判中でございまして、またそれに加えまして再度勧告をし、あしたがその応諾期限と

いうことになつておるわけでござりますが、これについて一休告発をするかしないかというの

は、それらはひとつ総定員法を改正し

ますので、独禁法三十八条で、具体的な事件についての意見、あるいは事実の有無については申し上げられない

というような規定もございますので、この具体的な問題については、勧告をするとかしないとか申

し上げることはお許しをいただきたいと思ひま

す。

これは非常に具体的な問題でござりますので、独

禁法三十八条で、具体的な事件についての意見、あるいは事実の有無については申し上げられない

ということになつておるわけでござりますが、これ

について一休告発をするかしないかといふのは、

これは非常に具体的な問題でござりますので、独

禁法三十八条で、具体的な事件についての意見、あるいは事実の有無については申し上げられない

なことで、非常に証拠をつかむのに苦労をと申しますが、何十人呼んでもなかなか供述をしないといふようなことで、うちの委員長も言っておりましたが、早く言えば黙秘カルテルといふようなもののがどうも業界にできあがつておるんじゃないかといふふうな点も認められまして——今後告発をやらないということは申しません。これはあり得るということをございますが、今後もやる場合には、一罰百戒といふようなことでやることもあり得ると思いますが、そういうことは予告的なことは申し上げられない。黙つて告発をするときはする。ただ、具体的な事例については、するとかしないとかいうことはお許しをいただきたいということをございます。

対して値上げを通報する取引先があつた場合、以後出荷停止をする旨をそれとなく云つておく事」とこういふうになつて いるのですね。明らかに独禁法にいう「不公正な取引」に該当すると私は思ひます。

○須藤五郎君　しかし、ここにある文書、あなたが  
もお持ちでしよう。この文書は持っていますね。  
このゼネラル石油の販売部長から各支店長、直売  
排除命令に違反した場合に初めて罰則<sup>ペナルティ</sup>がかかる、  
こういうたてまえになつております。

とわかりません。いますぐ私が違反になるとがならないとかそういうことは申し上げられないということはさつき申し上げたとおりでございますが、今度の石油連盟のいわゆる勧告の中にはゼネラルも入っておるわけであります。それを含めてこれと皆毛並のふうな、先ほど御答申し上げた

○須藤五郎君 しかし、ここにある文書、あなたもお持ちでしよう。この文書は持っていますね。このゼネラル石油の販売部長から各支店長、直売部長にあてた文書ですね。この文書を読んでみると、実に全く通産省ならずとも私たちでも国民党をばかにしていると思って憤慨にたえないようなひどい文書ですよ、これはね。それで、ずっと全部紹介してもいいですが、時間がありませんから申しませんが、最後のほうには、「マスコミや通産に対して値上げを通報する取引先があつた場合、以後出荷停止をする旨それとなく」言っておけど、こういうところまで言つておるわけでしよう。こういうのはりっぱに私は告発の条件がそろつておると思うんですよ。一体どこを向いて公取はやっているんだと。業界の利益ばかり公取は考えているのと違うかと、これは私はほんとうに腹が立つんですよ。いまの話じや、はつきり調査をしないとわからない、向こうは黙秘権を使っているのでというようなこともあなたのほうからおっしゃいましたが、それじや調査をして、違反が事実であるということははつきりしたら告発をされますか、どうですか。

○政府委員(吉田文剛君) いまの告発と申しますと、その不正取引についての告発でござりますか、それとも石油のいわゆる価格協定についての告発という、おっしゃつてある意味は……。

○須藤五郎君 ゼネラル石油などはこういういろいろ違反があるわけですよ。こういうことを調査をする意思があるのか、調査をしてはつきり事実がわかつたら告発に踏み切るのかどうかということです。

○政府委員(吉田文剛君) 先ほど先生おっしゃいました、いわゆる不公正な取引方法になるんじやなかろうかという点は、これは調査をしてみない

とわかりません。いますぐ私が違反になるとかならないとか、そういうことはさつき申し上げたとおりでござりますが、今度の石油連盟のいわゆる勧告の中にはゼネラルも入っておるわけであります。それを含めてこれを告発するかどうかは、先ほど御答弁申し上げたとおり、具体的な事例でござりますので、告発する、しないということは申し上げることはお許しをいただきたい、こういうことでござります。

○須藤五郎君 私は、こういう事實をつかんで、その事實の上に立つて言つてゐるんですよ。あなたも事實を知つてゐるはずなんですよ。あなた持つてゐる限り、だからこういう事實があるので、と、しかもあなた方が告発しようとしたのは、国民生活を非常な困難におとしいれた企業を擁護するような態度は、國民はそう言つてゐるんです。何だ、公取はわれわれ苦しめられてゐるのを知らぬ顔をして業界を擁護しているじゃないか、こういう態度は國民に対し許すことはできないで、何だ、こういうふうに言つておりますから、私はこの際、公取として責任ある答弁をしてもらいたい、こうしたことなんですね。もう少しきかくとしたような答弁はできないんで、國民が納得するよう答弁は。どうですか。

○政府委員（吉田文剛君） それはちょっと、告げます、しない、ということは私個人で認めることやございません。委員会で認めることでござりますて、しかも先ほどから申し上げておりますように、これは具体的な事件、ケースでございまして、する、しない、ということは申し上げることでござるので、する、しない、ということは申し上げることでございません。お許しをいただきたい。しかし、先ほど一般論として申し上げましたように、非常に過去においても違反を繰り返す、非常に悪質であるというふうにも考えますので、そういう一般的ないわゆる非常に悪質なものについては、今後も告発がり得ないということはないということを申し上げたわけでござります。ただ、具体的なものについて告発する、しない、ということを私の口から申上げられないということを御了解いただきたい

○須藤五郎君 公取委員会の事務局長、公取には資料がちゃんとといつてあると思うのですね。先日、石油の通達の問題です。これは、午前中の通産大臣の御答弁の中でも、通産省をばかにしているといって、えらいふんまんを述べられたような文書であります。ここに私も持っております、その一部始終は。

公取は、ゼネラル石油を、元売り十二社ということで独禁法第三条違反で勧告をしておりますね。そうでしょう。勧告、「ここにありますよ、勧告」といふ文書は、この通達を見ますと「マスコミや通産

「事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。」といつてもございまして、具体的なケースが違反にならぬかならないいか、これは申し上げることをお許していただきたいと思います。

ただ、一般論として申し上げますと、取引方法に差別的に扱うというのは、これは不公正であります。ただ、このケースが直ちに該当するかどうかはこの場で申し上げるのはお許をいただきたいと思います。

それから十九条違反は、これは不公正取引方の違反でございますが、不公平取引方法について、それに違反したからといって直ちに罰則がかりません。つまり審決で排除命令が出で、そ

○政府委員(吉田文剛君) いまの告発と申しますが、それとも石油のいわゆる価格協定についての告発という、おっしゃっている意味は……。

○須藤五郎君 ゼネラル石油などはこういろいろ違反があるわけですよ。こういうことを調査をする意思があるのか、調査をしてはつきり事実がわかつたら告発に踏み切るのかどうかという点です。

○政府委員(吉田文剛君) 先ほど先生おっしゃいました、いわゆる不公正な取引方法になるんじやなかろうかという点は、これは調査をしてみない

うに、これは具体的な事件、ケースでございま  
ので、する、しない、ということは申し上げること  
はお許しいただきたい。しかし、先ほど一般論  
して申し上げましたように、非常に過去において  
何回も違反を繰り返す、非常に悪質であるとして  
ふうにも考えますので、そういう一般的ないわ  
る非常に悪質なものについては、今後も告発が  
り得ないということはないということを申し上  
たわけでございます。ただ、具体的なものにつ  
て告発する、しない、ということを私の口から申  
上げられないということを御了解いただきたい

思います。

○須藤五郎君 大体あなたの腹の中の考え方といふものは、わかつたようでもわからぬようでもわかつたような感じがするのですが、そういうふうに理解しておきましょう。あなたがどうしても言えないとおっしゃるならば、そういうふうに私は推測する以外にないですが、しかし、国民はこう考えていると、だから、国民の立場に立つて処理をするということは言えるでしょう。国民の立場に立つて国民の考え方を尊重するということを言ってくださいよ。

○政府委員(吉田文剛君) それはおっしゃるとおりでございます。国民の立場に立つて国民の考え方を尊重してまいりたいというふうに私も考えております。

○須藤五郎君 中曾根さん、この問題はちょっと時期が一日ずれたように私は思われぬでもないと思うのですが、いわゆる石油消費国會議の問題について、私はあなたの御意見を伺つておこうと思って実は用意しておったんです。しかし、きのう、ああいう結論が一応出たということは私も新聞で拝見しました。だから、ちょっと時期が一日おくれているような感じはするのですけれどもなお、あえてあらためてあなたの御意見を伺つておくといふことも、今後に関して意義があると思いますので質問するのですが、キャッシングジャー・アメリカ國務長官の開会演説に関連しまして私は少し聞いておきたいと思うのです。

○須藤五郎君 中曾根さん、この問題はちょっと時期が一日ずれたように私は思われぬでもないと思うのですが、いわゆる石油消費国會議の問題について、私はあなたの御意見を伺つておこうと思って実は用意しておったんです。しかし、きのう、ああいう結論が一応出たということは私も新聞で拝見しました。だから、ちょっと時期が一日おくれているような感じはするのですけれどもなお、あえてあらためてあなたの御意見を伺つておくといふことも、今後に関して意義があると思いますので質問するのですが、キャッシングジャー・アメリカ國務長官の開会演説に関連しまして私は少し聞いておきたいと思うのです。

○須藤五郎君 私と同じ考え方ならば、もう質問をする必要はないわけですが、やはり大同小異で、小異がなかなか小異でない感じがするんです。が……。

○須藤五郎君 私と同様な質問はその次に移りますが、石油二国間取引に一定のワクをめようとしておるようで質問するのですが、キャッシングジャー・アメリカ國務長官の開会演説に関連しまして私は少し聞いておきたいと思うのです。

○須藤五郎君 中曾根君弘君) 産油国が保有するドバイの処分権は産油国にあるのであります。これを他からとやかく言われることは産油国が不愉快であるうと思います。むしろ、産油国のはうからいろいろ案を出してもらつて、それを国際的チャネルに乗せるというほうが賢明なやり方だと思い

ます。

○須藤五郎君 先日訪日されたヤマニ石油相もそういうふうに言つておると思うのですね。一国の通貨は、どのように運用するかはその国の主権にかかわる問題だと、私もそう思します。よその国があれこれこれに入るべき問題ではない、これを強要すれば産油国の主権侵害につながると、こういふうに私は思つておるので、通産大臣の考え方も私と同じような考え方だと理解していいですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大同小異であります。ただ、これからちょっと違うかもしません。やはり産油国に蓄積する膨大なドルというものは、国際経済に非常に影響するところが大きい。

特に発展途上国やその他に対する影響も大きいわけであります。発展途上国の少ないドルも産油国に行くからであります。そういう意味において世界経済を円滑に運営していくために、やはり世界的立場に立つて産油国もそのドルを使われることを私たちには希望いたします。

○須藤五郎君 私と同じ考え方ならば、もう質問をする必要はないわけですが、やはり大同小異で、小異がなかなか小異でない感じがするんです。が……。

○須藤五郎君 私は思うのですが、石油二国間取引をめぐる問題はどこの国に売ろうと、どのように使おうと、それは石油産油国自身の主権に属する問題であつて、他国が干渉する問題ではない、こういうふうに私は思うのですが、それがほんとうの協調といふもののかじやないでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) おおむね同じであります。ですから私は最初に、主権的行為であつて、他国から容喙を受くべきことではないと、こう申し上げました。そういう立場に立つて行なうのであるけれども、行なうほうの主体的なほうの心がまえとしては、やはり国際的に干渉を起こして、他国に迷惑を及ぼすことをなるだけ少なくするよう配慮することが、世界社会の中に生きしていくわれわれとしての立場であります。そう申し上げておるつもりでございます。私自身がイラクに行つて二国間取引をやつてきた人間でありますから、私たちの行為を是認して、いいと思って

います。これは主権の侵害になりはしませんか。産油国が協調しましようというならばいいです。協調せいたい、してもらいたいというような、その協調を押しつけるところに私は問題があるんじゃないかと思ひます。これは主権の侵害になりはしませんか。

○須藤五郎君 それはあなたがそう考えるのはいいけれども、産油国に対してそういう考え方を押しつけるところに私は問題があるんじゃないかと思ひます。これは主権の侵害になりはしませんか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは主権の行使について国際的な攪乱行為にならないよう、他国に著しく迷惑を及ぼすことがないようにという配慮は、やはり世界社会の中に生きていく一員として持たなきやならないことであると、そのように思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 恒久主権の決議の内容を、もう少しここで分析してみないとわかりませんが、全面的にそのまま無条件で支持し得るかどうか、その辺は検討を要するところであると思ひます。しかし、大体においてあれは支持すべき内容であると私は思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) この石油消費国會議の中で、西欧諸国を中心に、国際石油資本の行動に何らかの歴史をかけておきたいと思います。この意見は国際的な世論になります。通産大臣の、この意見に対する所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 前に、エクソンの社長が、新聞記者会見で言ったのでしたか、議会の証言でございましたかともかく八十数%の利益を東半球から出たのだ、アメリカ人から取り上げたのぢやない、そういう発言を新聞で読んだことがあります。私はあれを非常に不愉快に思いました。今回大平外務大臣が行くに際しても、あいの問題を取り上げてくれ、東半球といふとアジアとか日本が中心になる。こういうものはアジア、日本人として黙つて見のがすわけにいかぬ、そういうことを大平外務大臣にお願いしたところあります。やはり国際石油企業といふものも、世界経済全般を繁栄させ、各国民を繁栄させるためにアシリティーを供与すべきであつて、その偏りは多いし、われわれも歓迎しない。そういう意味において、長い安定的な商売を望むならば、自肅した態度でわれわれと商売をやつてももらいたい、そういうことを強く要望するし、そういう点を監視するつもりであります。



紹介議員 岩間 正男君

中小業者の営業と生活を守り向上させるため、次の事項の実現を図られたい。

一、「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を改正し、大商社の買占め、売り惜しみの禁止、売り渡し命令などを明文化すること。

二、公害防止関係諸法を抜本的に改正し、大企業の公害発生をきびしく規制し、中小業者の公害防止対策に助成措置を講ずること。

三、国民金融公庫の原資を大幅にふやし、長期・低利な融資制度に改善し、支店および人員をふやすこと。

四、国民健康保険料(税)の国庫負担を大幅にふやし、医療給付を本人十割・家族八割とし、三歳未満の乳幼児と六十五歳以上の医療を無料にすること。

五、老齢年金の国庫負担を大幅にふやし、直ちに国民年金は六十歳で月三万円、老齢福祉年金は六十五歳で月一万円以上とする。

六、一切の公共料金、独占物価の値上がりを抑え、物価の安定を図ること。

田中内閣が登場して一年数箇月の間に、円の変動相場制への移行と貿易・資本の完全な「自由化」による中小業者へのしわ寄せ、大資本による土地、商品、原材料の買占め、売り惜しみ投機、大企業本位の「日本列島改造」「高度経済成長」政策、目白おしの公共料金、独占物価の値上がりのなかで中小業者の経営と生活は、かつてない困難に追いこまれている。

第八八号 昭和四十八年十二月七日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願

請願者 京都市中京区塚町通錦上ル久賀方  
景山葉子外四千七百九十五名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

鉱山保安の確立に関する請願  
第一四七号 昭和四十八年十二月十一日受理

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

紹介議員 細川 護熙君

中小業者の経営並びに生活安定に関する請願 (二通)

請願者 名古屋市南区外山町三ノ八九 林  
三歳外一万三千五百七十六名

通)

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第八九号 昭和四十八年十二月七日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願 (二通)

請願者 京都市下京区七条通河原町西入  
土屋達男外七千五十四名

通)

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第九〇号 昭和四十八年十二月七日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願 (二通)

請願者 京都市下京区七条通河原町西入  
土屋達男外七千五十四名

通)

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第九一号 昭和四十八年十二月七日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願

請願者 岐阜市月丘町二ノ五 石川義美外  
八千百二十名

通)

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第九二号 昭和四十八年十二月七日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願

請願者 東京都目黒区東ヶ丘一ノ三一ノ六  
ノ七 星野昌治外一万二百七十名

通)

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第九三号 昭和四十八年十二月七日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願

請願者 東京都目黒区東ヶ丘一ノ三一ノ六  
ノ七 星野昌治外一万二百七十名

通)

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第九四号 昭和四十八年十二月七日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願

請願者 東京都目黒区東ヶ丘一ノ三一ノ六  
ノ七 星野昌治外一万二百七十名

通)

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二六七号 昭和四十八年十二月十五日受理  
中小業者の経営と生活の安定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市反井九二七 中村  
憲三郎外二千四百四名

紹介議員 高麗武眞榮君  
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

家庭用プロパンガス並びに自動車LPガス

議会議長 田中典次

紹介議員 細川 護熙君  
炭鉱事故による死者、負傷者等は、毎年相当數に上つてゐるので、当局は、鉱山保安関係法令を遵守し、職場安全と坑内保安の指導、監督を強化するよう強く要望する。

理由  
人命尊重と生存環境の保全は、一刻もゆるがせにできない問題である。三池炭鉱においては、本年一月から今日に至るまでの間に死者七名、負傷者五百五十名に上る犠牲者を出してゐるが、この中には鉱山保安関係法令に抵触するものもあると思われ憂慮にたえない。

第三六八号 昭和四十八年十二月二十日受理  
石油の安定供給に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長  
高橋林

紹介議員 木内 四郎君  
石油の長期的な安定供給と適正な価格維持のため適切な措置を早急に講ぜられたい。

理由  
石油の長期的な安定供給と適正な価格維持のため適切な措置を早急に講ぜられたい。

確保のため必要な諸施策を早急に講ぜられるよう強く要望する。

理由

全国プロパンガス協会、全国LPGガス元売協会、全国LPGガス協会連合会、全国LPGガススタンド協会の供給削減に伴い県民生活に重大な影響を与えていた。家庭用プロパンガスは本県の全世帯数約四十三万六千世帯のうち、現在八十七・二%に当る約三十八万世帯が利用している現状であるが、家庭用プロパンガスの供給が前年度に比し約二十%削減され、利用量の自然増を含めると本件は実質三十ないし四十%に及ぶ削減となり、深刻な供給不足は、いまや日常生活に破たんを生じる重大問題となつていて、また、自動車用燃料も三十%供給削減され、公共交通機関としての性格を強めつゝあるタクシーは、一日一車十ないし三十リットルという早朝及び夜間走行が不可能となる供給にとどまり、家庭生活をはじめ、県民の足としての機能や、生活必需物資輸送をも混乱に陥れることが危惧される実情にある。

第五五四号 昭和四十九年一月九日受理  
中小企業救済のための諸施策確立に関する請願  
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県  
議会議長 田中典次

紹介議員 高田 浩選君  
現下の国内外の経済的情勢の激変は中小企業に深刻な事態をもたらしているから、政府は、零細企業経営安定のため、次のとおり從前の特別措置よりも一そく強力な施策を緊急に講ぜられたい。  
一、政府関係中小企業金融機関を通じ、大幅な緊急融資対策を講ずること。  
二、小零細企業に対し、関連資材の安定供給を確保すること。  
三、中小企業信用補完制度の充実を図ること。  
四、税法上の優遇措置を講ずること。

最近の経済社会情勢の変化は著しいものがあり、国際化の進展、産業構造の変化、労働力、環境問題等中小企業は深刻な事態に立たされている。さらには、今回の石油危機による原材料の不足、価格の高騰等により経営はますますきびしさを加え、かかつてない重大な危機に陥り、倒産する企業が続いている。これら零細企業救済のための緊急対策として、昭和四十六年のドルショックにおいては、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業臨時措置法による措置が講ぜられたが、今回の経済危機は、はるかにきびしい事態を招来するものと考えられるから、一そく強力な施策が望まれる。

第五八二号 昭和四十九年一月十一日受理  
農林漁業用石油の安定供給に関する請願  
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県  
議会議長 田中典次

紹介議員 園田 清充君  
閣議決定の石油緊急対策要綱により、農林漁業用石油は、供給削減の対象とせず、適正な必要量を確保することとなつていて、現美には大幅な供給削減を受け、県下の農林漁業者は痛烈な衝撃を受けているので、このような事態にすみやかに対処し、国民食糧の安定供給を図る見地から、次の事項につき緊急に措置されるよう強く要望する。  
一、施設園芸等暖房用、みかん加工用、しいたけ乾燥用、のり乾燥用、その他農林漁業用の燃料が全面的に不足する事態が発生し、農林水産物の生産に重大な支障を来しているので、末端農林漁業者までの適正な供給を図るために特別措置を講ずること。  
二、生鮮食糧品の消費地向け輸送を確保するため、生鮮食糧品輸送用トラックに対し、優先的に給油できる体制を確立すること。  
三、石油類の不足による価格高騰を抑制するための特別措置を講ずること。

第六二九号 昭和四十九年一月十六日受理  
中小業者の経営並びに生活安定に関する請願  
請願者 名古屋市中村区中島町三ノ二九  
紹介議員 野末和彦君  
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第六〇六号 昭和四十九年一月十二日受理  
石油類の安定供給に関する請願  
請願者 河口 陽一君  
道議会議長 高橋賢一

石油類の供給に関して、次の事項の実現を図られたこと。  
一、液化石油ガスの供給の確保と価格の安定を図ること。特に、北海道について指導上限価格の取り扱いを全国と同様にすること。  
二、家庭用灯油はもとより、福祉施設など民生用石油をはじめ、農林漁業、中小企業等に必要な石油類の供給の優先的確保と価格の安定を図ること。  
三、物資輸送用燃料の供給について、特に、  
1 本州方面から北海道に移入される冬野菜をはじめ生活必需物資の輸送用燃料  
2 北海道産農林水産物を本州に移出するための輸送用燃料及び道内における農林水産物並びに農林水産業向け資材の輸送用燃料等を優先的に確保すること。  
四、地域交通の中核をなすバス、離島航路用船舶等公共的輸送機関の燃料を確保すること。  
理由  
このたびの石油危機は、本道においても道民生活並びに本道経済に及ぼす影響が大きくなり、物資の不足と価格の高騰による生活面及び産業面の混乱が懸念されている。特に、積雪寒冷期による本道の特殊事情から本州と同様、石油類の供給を一律に削減することは、きわめて深刻な事態をひきおこすおそれがある。

第一条 この法律は、織維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、その健全な発展を図ることにより、その構造改善を推進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。  
第二条 この法律において「織維工業」とは、次に掲げる織維製品の製造(加工を含む。)の事業をいう。  
一、綿糸、麻糸、毛糸、絹糸及び化学織維糸(羊毛トップその他の政令で定める半製品を含む。)  
二、織物、メリヤス生地、レース生地、不織布及びフェルト  
三、縫製品、メリヤス製品、レース製品その他

付託された。  
一、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案  
一、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案  
特定期工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案  
第一條及び第二条を次のように改める。  
第一条及び第二条を次のように改める。  
第一条及び第二条を次のように改める。  
第一条及び第二条を次のように改める。  
第一条及び第二条を次のように改める。  
第一条及び第二条を次のように改める。  
第一条及び第二条を次のように改める。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案







## 第四号中正誤

ページ 段行 誤 正

四 四 六 六 元 六 一 三 三 三 か  
六 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り

銅木東弘君

銅木東弘君

六 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り 二 か ら り

ことし

二〇 四 三 " インプリンター ラインプリンター

三 二 三 注人 法人

" 三 二 ラフ ララ

五 二 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり  
四 二 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり  
二 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり  
一 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり  
九 一 三 は前行に統くはずの誤り。

## 第五号中正誤

ページ 段行 誤 正

六 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり

二 二 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり  
二 二 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり  
二 二 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり  
二 二 四 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり 二 からり

昭和四十九年二月二十六日印刷

昭和四十九年二月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W